



1 地域区分の考え方

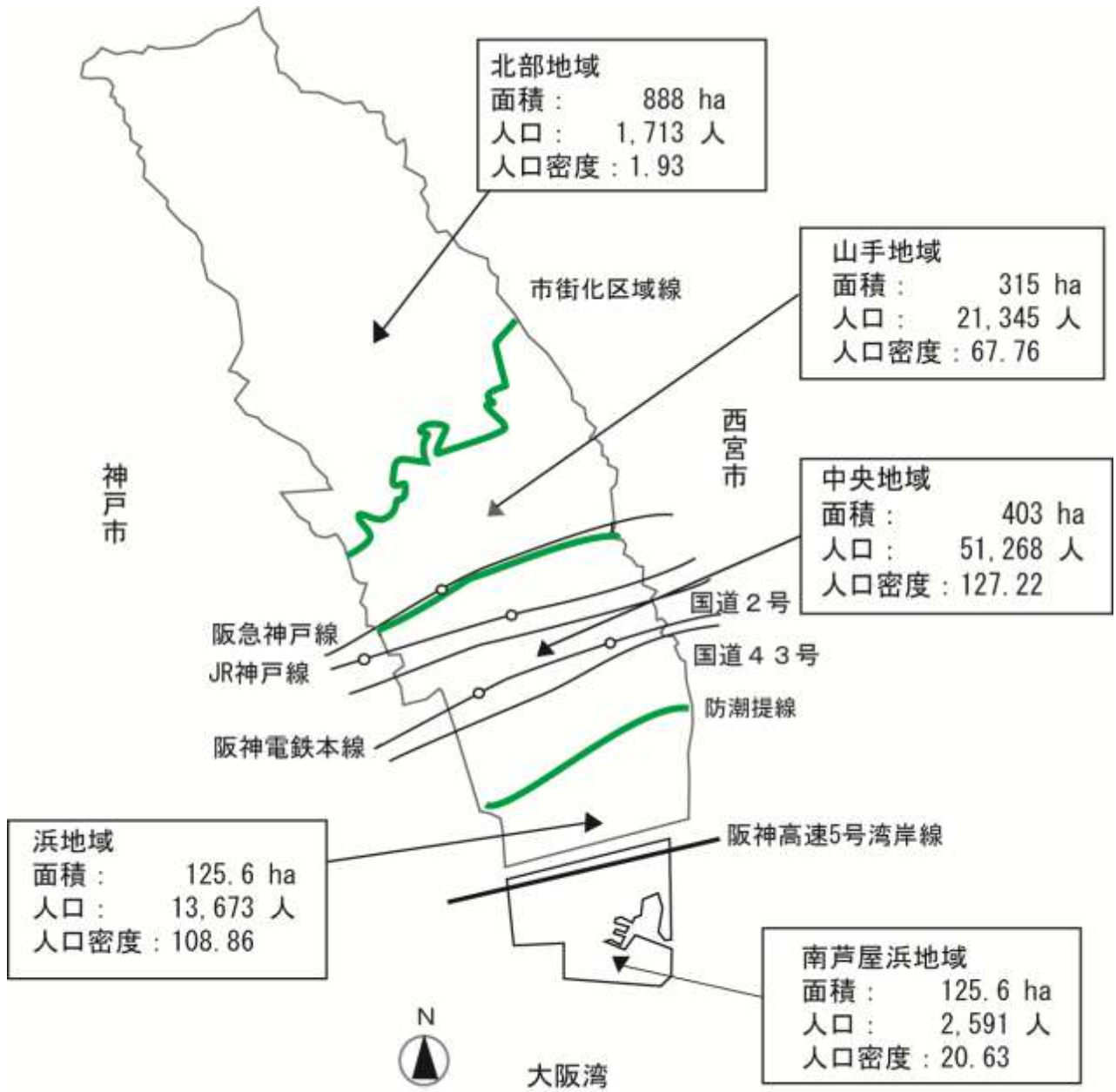
地域別構想では、地域の市民ニーズや地域特性に応じた具体的なまちづくり方針を定めるため、市域をいくつかの地域に分けて、各地域の特性や課題を把握します。

地域区分の考え方としては、①社会的圏域(小学校区, 町単位など), ②分断要素(鉄道や道路, 河川など), ③将来の開発動向(埋立地, 市街地開発事業など)などの要素を勘案します。また国土利用計画や市街地整備基本計画などにおける地域区分・地区区分を参考に、地域ごとに特色あるまとまりとなるよう検討しました。

その結果、本マスタープランでは、「南北に細長い地理的形狀」、「鉄道や道路などの東西方向の分断要素」、「市街地拡大の経緯」などに着目し、市域を東西方向に区切って、5つの地域を設定しました。

表 1-1 地域区分と地域の概要

| 地域区分 | 面積 (ha) | 人口 (人) | 人口密度 (人/ha) | 主な公共施設等 | 主な寺社, 史跡 その他 | 学校 |
|--------|---------|--------|-------------|--|--|--|
| 北部地域 | 888.0 | 1,713 | 1.93 | 芦屋市霊園 奥山貯水池 奥山浄水場 芦屋市聖苑 | 鷹尾城跡(城山) 高座の滝 藤木九三レリーフ 会下山遺跡 奥池・赤池 ごろごろ岳 エンハ中国近代美術館 | |
| 山手地域 | 315.0 | 21,345 | 67.76 | 市立芦屋病院 市民プール 仲ノ池緑地 | 旧山邑邸 適翠美術館 八十塚古墳群 朝日ヶ丘遺跡 芦屋神社 岩園天神社 八幡神社 芦屋廃寺跡 細雪碑・潮見桜 | 山手小学校 朝日ヶ丘小学校 岩園小学校 山手中学校 甲南中学・高校 芦屋大学・芦屋女子短期大学 芦屋大学附属中学・高校 県警察学校 |
| 中央地域 | 403.0 | 51,268 | 127.21 | 市役所・市民センター 体育館・保健福祉センター 芦屋警察署 芦屋税務署 芦屋郵便局 図書館・美術博物館 谷崎潤一郎記念館 富田碎花旧居 打出教育文化センター 上宮川文化センター 芦屋公園 県芦屋健康福祉事務所 あしや温泉 | 俵美術館 虚子記念文学館 阿保親王塚 金津山古墳 ぬえ塚 打出天神社 阿保天神社 | 精道小学校 宮川小学校 精道中学校 県立芦屋高校 海技大学校 |
| 浜地域 | 125.6 | 13,673 | 108.86 | 芦屋中央公園・野球場 海洋体育館(県立) 海浜公園プール テニスコート 下水処理場 環境処理センター 芦屋キャナルパーク | | 浜風小学校 打出浜小学校 潮見小学校 潮見中学校 県立芦屋国際中等教育学校 県立国際高校 |
| 南芦屋浜地域 | 125.6 | 2,591 | 20.63 | 南芦屋浜病院 マリーナ 潮芦屋ビーチ 芦屋市総合公園 親水公園 潮芦屋交流センター | | 県立芦屋特別支援学校 |



※人口は2005年（平成17年）の国勢調査数値（90,590人）
市域面積は、1,857ha

図 1-1 地域区分図



2 北部地域のまちづくり方針



(1) 地域の現況，課題及び将来像

1) 北部地域の現況と課題

■現況

北部地域は、本市の北半分を占める六甲山系によって構成された地域であり、大部分が「風致地区」，「近郊緑地保全区域」に指定され、自然資源保全及び防災上の観点から市街地を抑制する地域として位置付けられ、全域が市街化調整区域に指定されています。そのうち、「自然公園法」に基づく瀬戸内海国立公園六甲地域に指定された区域については、雄大な自然が育まれており、ハイキングや登山に訪れる人々で一年中にぎわいがあります。

地域山間部にある奥池町は、昭和 36 年の芦有道路開通によって開発された別荘地でしたが、その後人口が定着し、緑豊かで閑静な住宅街が形成されています。

豊かな自然に恵まれた奥池(江戸時代に猿丸安時によって造成)と奥山貯水池(昭和 47 年完工)の周辺は、寄宿舍(保養所)及び園地が整備され、市民の憩いの場として利用されています。

■課題

当地域では、長い歴史の中で形成されてきた緑の中の独自の住宅地環境を保全するとともに、災害発生時や冬期の路面凍結時の対策及び高齢者の増加にともなう安全で利便性を考えたまちづくりを進めることにより、地域の活性化を図ることが必要です。

北部地域の山林は、貴重な自然環境であるとともに、市街地の遠景として市民生活に潤いをもたらす存在であり、都市近郊にある有数の保養地であるともいえます。したがって、今後も豊かな自然を守るとともに、市民の憩いの場、保養の場としての活用を考えていく必要があります。特に、瀬戸内海国立公園事業で位置付けられている寄宿舍(保養所)の空き家化が増加している状況を踏まえ、適正な維持管理を図るなど、地域特性にふさわしい環境保全対策が必要となっています。

レクリエーションの名の下に新たな施設立地や開発を許容することは、現在の自然の形態を変化させ、傷つけることにもなりかねません。したがって、当地域ではあくまで自然環境を主として考え、施設整備よりも、人間の行動範囲をはっきりさせて自然の生態系とのすみ分けを行うことで、全体として自然環境を保護していく手法を用いるべきと考えられます。その上で、雄大な自然の中で人々が自然と触れ合いリフレッシュできるような、人にも自然にも優しい保養の場としての保全を促すことが望まれます。

【北部地域の課題】

- ・ 災害時及び緊急時の安全確保
- ・ 自然環境と調和した住宅地環境の維持保全
- ・ 自然生態系とのすみ分けによる自然環境の保護
- ・ 日常生活における安全性及び利便性の向上
- ・ 人にも自然にも優しい保養の場としての保全



2) 北部地域の将来像

北部地域では、今後も緑豊かな山林や市域を潤す河川や奥池などの恵まれた自然を保護し育みます。また、山間部の良好な住宅地の生活環境を保全します。さらに、人にも自然にも優しい保養の場としての保全を図ります。

北部地域の将来像

あふれる緑の下, 自然の息吹を感じる地域

3つのまちづくり目標

豊かな自然環境の下, 育まれてきた快適な住環境の維持・保全

豊かな自然に恵まれた奥池地区の優れた住環境を保全するとともに、防災・防犯上の安全性を確保します。

都市に潤いを与える優れた自然の恒久的保全

国立公園にも指定されている貴重な自然環境を恒久的に保全し、市街地に潤いをもたらす遠景として育みます。

人々の憩い, いやし, 再生の場としての自然環境の保全

豊かな自然を最大限生かすかたちで保全し、すべての人が雄大な自然の中でリラックスし、リフレッシュできるような保養の場としての利用を図ります。



3) 北部地域の将来都市構造

北部地域には商業及び業務機能の集積した都市拠点や、主要な都市軸は存在しないものの、豊かな自然環境を有する山林のほぼ全域が、自然環境の中で人々がハイキングや森林浴を楽しむ「やまの緑ゾーン」に位置付けられます。当地域は「水と緑のネットワーク」の起点でもあり、南部の芦屋市霊園は市民の憩いの場として「みどりの拠点」に位置付けられます。

奥池地区は、自然資源を最大限尊重するとともに、自然と調和した住環境を創造する「自然共生ゾーン」として位置付けられます。奥池地区内の道路は、地区の市民の生活を支える区画道路として位置付けられ、地区に関係のない通過交通等は、通り抜けできないように整備されています。

北部地域を特色付けるその他の都市構造としては、以下のようなものが上げられます。

① 地域交流軸

当地域を南北に貫く芦有道路及び県道奥山精道線は、地域の骨格を形成する道路であり、当地域と南部の市街地を結んで地域間の活発な交流を促す地域交流軸に位置付けます。また、芦有道路は市外へも連絡し、有馬温泉方面に至る準広域的なアクセス道路としても機能します。

② 水と緑のネットワーク

芦有道路及び県道奥山精道線に沿って地域を縦断する芦屋川は、野生動物の水場であり、地域に潤いをもたらす貴重な水系であり、市域南部の山手地域や中央地域を貫いて、地域間に連続性をもたらす「水と緑のネットワーク」として位置付けます。

また、奥池町、奥池南町の住宅地内の主要な生活道路や、身近な緑と触れ合う拠点へのアクセスとなる道を街路樹などの緑で結んで、地域生活に潤いをもたらす「水と緑のネットワーク」を形成します。

③ 身近な自然や歴史と触れ合う拠点

市街地のランドマークであるとともに歴史的遺跡が残る城山及び会下山遺跡周辺、六甲山への導入部にある高座の滝、歴史的な採石場であったごろごろ岳一帯は、人々が気軽に訪れて自然と親しむことができる「身近なみどりと触れ合う拠点」、「芦屋の歴史と触れ合う拠点」として位置付けます。奥池周辺は、子供たちが水辺を中心とした自然観察などの環境学習を行うことができる、「水辺の触れ合いゾーン」とします。



北部地域 将来都市構造図

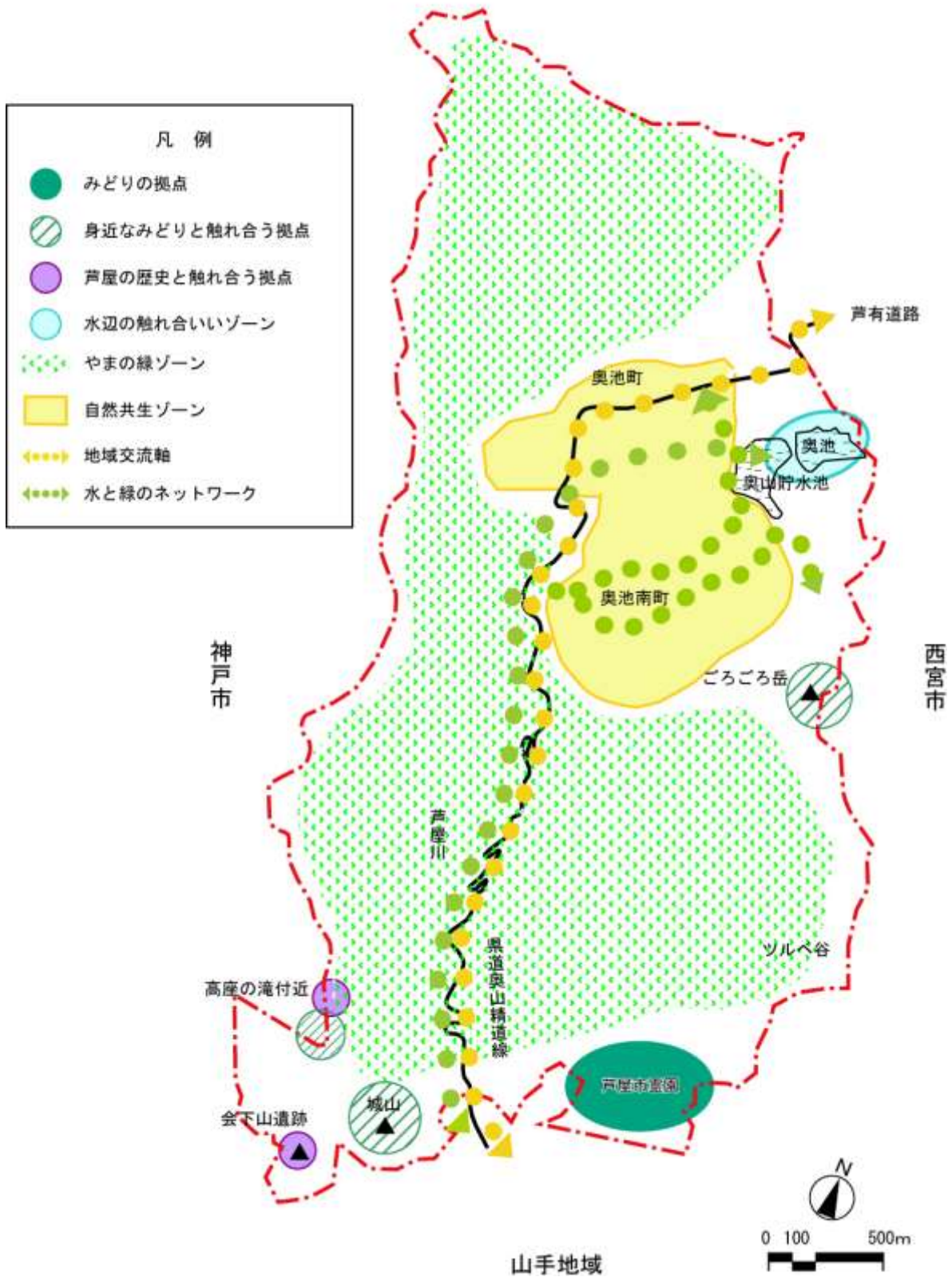


図 2-1 北部地域の将来都市構造



(2) 土地利用の方針

1) 土地利用の配置方針

緑豊かな山林や清流などに恵まれた北部地域の土地利用に当たっては、生態系を乱さない自然のままの環境で保全することとします。

奥池及び奥池南町等の土地利用は、住宅及び保養所を原則とし、優れた自然環境を保全します。その他の地区については、青少年の心身の健全な発達に資するための公共・公益施設とし、自然公園法等で認められる範囲内のものととめます。

2) 住宅系の土地利用方針

奥池及び奥池南町の成熟した良好な住宅地及び緑豊かな美しい住宅地景観など、優れた住環境を恒久的に保全するために、地区計画に基づき、継続的な住環境の保全を図ります。

奥山第一工区、第二工区、第三工区、第四工区などの既が開発された地域以外の宅地開発については、自然保護を観点に慎重に検討し、原則、認めない方針とします。また、瀬戸内海国立公園六甲地域にふさわしい環境を維持し、緑地の保全を推進し、宅地の細分化が行われないように配慮します。

3) 山林及び緑地系の土地利用方針

① 芦屋の歴史に触れ合うゾーン

ごろごろ岳に至る自然遊歩道周辺、城山及び会下山遺跡付近を「芦屋の歴史に触れ合うゾーン」とします。これらのゾーンでは、現在の自然環境を最大限生かすために、人にも自然にも優しいリフレッシュ空間として保全します。

なお、これらの地区内での開発行為は原則行わないものとします。

② 山地

森林については、保全林としての機能を促進するとともに恒久的な環境保全を図るため、開発行為を厳しく制限し、併せて市全体の都市環境の保全を図ります。

また、ハイキングコースとなっている山道や遊歩道部分については、環境に配慮しながらサイン設置や展望広場設置などの必要最低限の整備を検討し、安全性の確保と憩い、いやしの場としての機能の向上を図ります。



北部地域 土地利用方針図

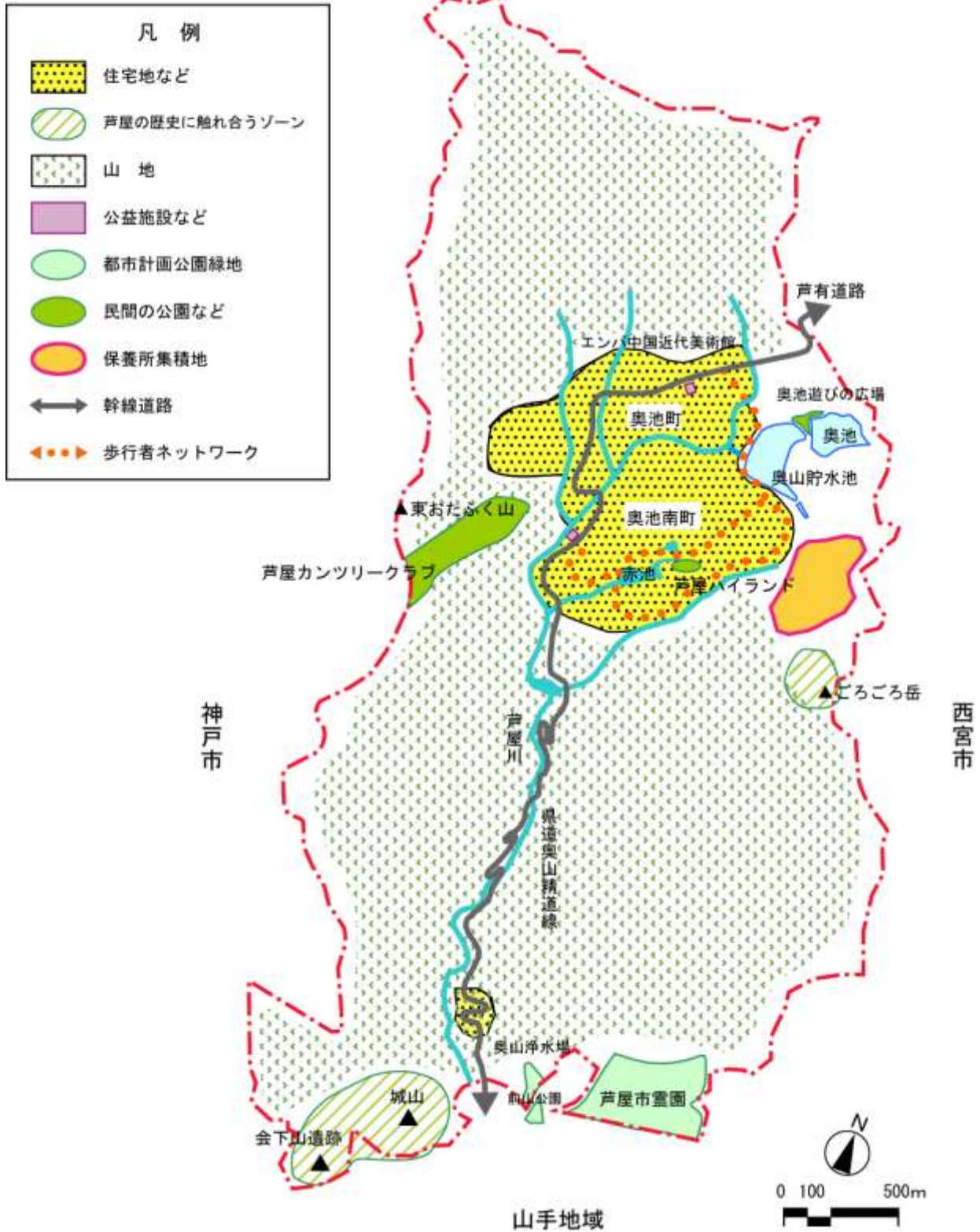


図 2-2 北部地域の土地利用方針



(3) 都市施設整備の方針

1) 道路整備方針

宅地開発時に整備された奥池及び奥池南町の住宅地内の主要な道路については、道路等の維持補修時に、地域生活に潤いをもたらす「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

2) 自然遊歩道の整備方針

都市近郊の貴重な自然環境として、人々が気軽に触れ合える憩いや、いやしの環境づくりを図るため、山手地域から六甲山系に至るハイキングコースの充実を図ります。主要なハイキングコースでは、案内板、ベンチ、バイオトイレなどの設置を検討し、すべての来訪者が快適にハイキングを楽しめる環境づくりを心掛けます。

(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

1) 良好な自然環境の保全

良好な自然環境を守るために、関係機関と協議して「六甲山系グリーンベルト整備事業」を推進します。また、砂防事業を実施する際に、様々な種類・樹齢の木々を積極的に植林するようにします。春の花や秋の紅葉を楽しめる木々を植林するとともに、実のなる木々により、鳥類や昆虫類などの餌場となるような生態系に優しい自然環境豊かな山林形成を目指します。

2) 芦屋の歴史に触れ合うゾーンづくりための方針

① 水辺環境の形成

奥池周辺の山林では、子供たちが動植物の観察などを通じて自然の生態系や環境保護について学ぶことができるように、環境学習型の水辺環境の形成に努めます。また、サギスゲ自生地であるいもり池等の湿地環境を保全します。

② 自然と触れ合う空間の形成

かつて採石場であったといわれ、大阪城築城の際に切り出された刻印石やくさび跡のある巨石が散在し、歴史的にも貴重な場所であるごろごろ岳一帯、また、歴史的遺跡が残されており、はるか昔の芦屋の姿がしのばれる場所である城山と会下山遺跡は、現在の緑豊かな自然環境を生かしながら、芦屋の歴史を感じられるシンボリックな場所として、心の安らぎを得るための空間づくりを図ります。

(5) 都市景観形成の方針

1) 山林の開発規制等による景観の形成

当地域での開発行為を制限し、貴重な自然環境を恒久的に保護することによって、今後も北部地域の山林景観を保全し、本市の都市景観の形成に資するものとします。また、フェンス等の人工物については、周辺の景観に配慮したデザインを検討することにより、良好な山林景観の保全を図ります。



2) 住宅地景観の維持及び保全

豊かな緑と良好な住宅建築に支えられた、優れた住宅地景観を維持保全するとともに、市民の協力による多様な工夫により、さらなる景観の向上を図ります。

3) やまの緑ゾーンの眺望点確保

城山やごろごろ岳、芦有道路等は、市街地を一望できる優れたビューポイントであることから、今後も眺望の確保を図ります。

(6) 都市防災の方針

1) 住宅地の防災まちづくり方針

① 避難場所の確保

当地域には、常住世帯以外にも、保養施設や宿泊施設への来訪者があることを考慮に入れ、非常時には法人所有の保養施設開放等の協力体制を確立できるように検討します。

② 災害時の対策

芦有道路が閉鎖された場合に備えて、奥池消防分遣所を地区内における防災活動の中心として位置付け、市民との協働により、防災・備蓄倉庫の適切な維持管理や複数の情報通信手段等を検討し、非常時における救急活動にも対応します。

③ 防災重要路線の機能充実

芦有道路及び県道奥山精道線は、北部地域と南部の市街地を結ぶ唯一のアクセス道路であることから防災重要路線として位置付けるとともに、関係機関と協議して道路の防災点検の充実や、維持管理の強化を図ります。

2) 山林防災の方針

① 山火事

森林火災を防止するため、入山者に山林でのマナー遵守を啓発します。
また、関係機関と協議し、山林火災用施設の整備や山火事防止看板の設置等に努めます。

② 土砂災害

本市では、土砂災害に強い山づくりと自然豊かな森づくりを目指して、関係機関と連携し「六甲山系グリーンベルト整備事業」を推進します。

(7) 福祉のまちづくり方針

水と緑のネットワークに位置付けられた道路を中心に、誰でも安心して散策を楽しめるユニバーサルデザインの歩行空間の形成を目指します。

北部地域 まちづくり方針図

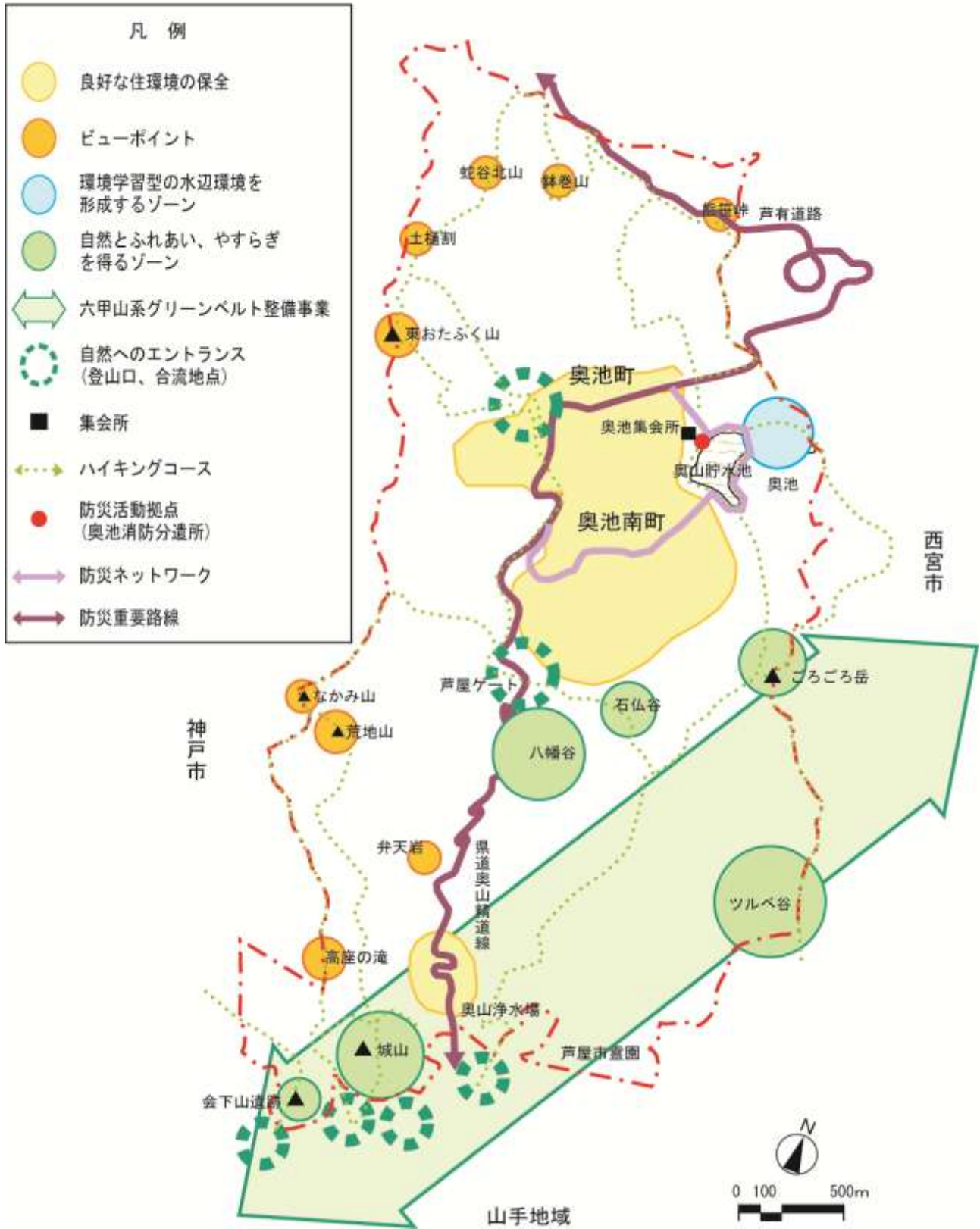


図 2-3 北部地域のまちづくり方針



3 山手地域のまちづくり方針

(1) 地域の現況、課題及び将来像



1) 山手地域の現況と課題

■現況

山手地域は、阪急以北の山の手にあり、六甲山系の山裾に良好な住宅地が形成されています。中でも六麓荘は全国にその名を知られる風格のある住宅街であり、芦屋のイメージを代表する地区の一つです。

六麓荘の開発は、東洋一の別荘地づくりを目指し香港島の外国人専用街区を模して、昭和3年設立の「(株)六麓荘」によって昭和7年にかけて開発されました。六麓荘の名称は「風光明媚な六甲山麓に位置する別荘地」に基づいています。開発当初から1区画300坪から350坪位とし、3区画以上の邸宅も数多く存在していました。道路は幅員6m以上とし、その地下に電気、電話、ガス、上下水道を埋設し、街路灯は香港と同じ型の鋳物製品を採用しています。開発から70年以上も経った現在でも、有数の住宅地として知られています。

地域内には、山芦屋町の滴翠美術館や、六麓荘町の芦屋大学、朝日ヶ丘町の甲南学園（中・高校）などの文教施設や、市立養護老人ホーム和風園や三条デイサービスセンターなどの福祉施設があります。また、当地域には朝日ヶ丘遺跡や八十塚古墳群、大阪城刻印石などの遺跡、芦屋神社や岩園天神社などの寺社が数多くあるほか、西山町や東芦屋町を中心に路地や水路など昔をしのばせる街並みが残されており、古くから生活が営まれてきた歴史豊かな地域であることが分かります。

また、岩園町付近には現在も田畑やため池があり、市民農園や自然観察公園などに利用されるなど、身近に自然を感じることでできる地域です。

■課題

当地域の住宅地の緑豊かな都市空間は、民有地の庭園や生垣等の緑に委ねられています。しかしながら、それらの緑も年々減少し、山手地域の特色である緑につつまれた邸宅街のイメージが崩れつつあります。そのため、まちの緑化を推進し、自然環境に配慮したまちづくりを検討しなければなりません。

地形的には土地の勾配が大きいいため、急な坂道や階段になっている道が多く、敷地の大部分が法面となっている箇所が多く見られるため、地域内アクセスや住宅地景観の向上を図ることが必要です。また、地域の大部分が斜面崩壊の危険性などから宅地造成規制区域となっており、特に、急勾配の細街路が多い古い建物が残る地区では、災害に対応できる安全なまちづくりが望まれます。

また、景観が優れ、豊かな歴史的背景の下に良好な住宅地が築かれてきた地域であり、風光明媚な優れた場所が数多く残されていますが、近年宅地の細分化や集合住宅の建設、空地の増加などが目立ってきています。今後は、適正な土地利用の誘導等により良好な住宅地としての環境を保全するとともに、地域に眠っている歴史的要素や古い街並みを生かした芦屋らしいまちづくりを進めていく必要があります。

公共・公益施設については、学校や医療施設、高齢者施設などが立地する地域であることか

ら、地形的な制約を受けつつも、人間サイズ[※]のネットワーク形成に努め、誰もが安心して歩けるまちづくりを進めていく必要があります。

【山手地域の課題】

- ・ 緑あふれる、自然環境に配慮したまちづくりの検討
- ・ 急勾配の地形条件に応じた、安全で安心できるまちづくりへの取り組み
- ・ 優れた住宅地環境や歴史的街並みを生かした芦屋らしい景観の創出
- ・ 適正な土地利用の誘導による優れた住環境の保全
- ・ 誰もが安心して歩けるまちづくりの推進





2) 山手地域の将来像

山手地域では、良好な住宅地が形成されている現在の生活環境を今後も守り育てるとともに、当地域に散在する歴史的資源や芦屋の歴史をしのばせる古い街並みを残す地区を保全することにより、市民がまちを自由に散策する中で、まちの雰囲気を楽しみ、歴史や文化に触れ、芦屋のまちの魅力を再発見できるような環境を創出します。

また、山や水辺の自然と、市民生活が育む住宅地の花や緑、さらに、魅力的な公園や並木が連続性を持つ快適な環境を育んでいくとともに、市民が主体となって地球環境保全への取り組みを進め、人と自然が共生し、精神的にも物質的にも豊かな地域社会を育てます。

山手地域の将来像

快適環境の下、芦屋らしさを再発見する地域

3つのまちづくり目標

人と自然が共生する、心豊かな暮らしと快適環境の育成

現在の良好な住環境を保全するとともに、身近な自然の生態系を市民が協力して積極的に守り育てていくことで、豊かな自然に囲まれた潤いあるまちづくりを目指します。

歴史や文化と触れ合う、ゆとりの生活空間の創出

歴史的な史跡・旧跡や古い街並みを保存し、芦屋の歴史を巡りながら自由に散策できる環境を形成して、ゆとりある生活空間の創出を図ります。

すべての人に優しい歩行者ネットワークの形成

山手の地形的条件に配慮しつつ高齢者や障がいのある人等がゆっくり安全に歩いてまちを楽しめるユニバーサルデザインの道づくりを目指します。



3) 山手地域の将来都市構造

山手地域全域は、花と緑あふれる市街地形成を図る「まちの緑ゾーン」として位置付けられます。また、芦屋山麓線と朝日ヶ丘線、芦屋川左岸線・右岸線が市域南部とを結ぶ「地域環状軸」として位置付けられます。さらに、阪急芦屋川駅前の商店街周辺と、岩園橋から水道橋にかけての商業・業務集積地区は、日常生活の利便を図る「地域核」、市立芦屋病院周辺は、他地域からも様々な人が訪れる「医療拠点」として位置付けられています。

山手地域を特色付ける都市構造としては、以下のようなものが上げられます。

① 地域交流軸

地域内における道路ネットワークを形成する芦屋川左岸線、朝日ヶ丘線及び山手線は、地域内の主要なアクセスとして機能するとともに、南北の地域との交流を促す「地域交流軸」として位置付けます。「地域交流軸」では、次の各種のネットワークと連携するとともに、豊かな緑と人に優しいユニバーサルデザインの道路空間を創造します。

② 芦屋の歴史と触れ合う拠点

全国的にもめずらしい弥生時代の高地性集落跡として、平成23年2月に国史跡に指定された会下山遺跡、縄文文化期の朝日ヶ丘遺跡、六甲山地南麓における代表的な古墳時代後期の八十塚古墳群の横穴式石室が見学できる六麓荘町周辺、秋祭りには地車(だんじり)*でにぎわい境内に古墳も見られる芦屋神社及び国指定の重要文化財であるフランク・ロイド・ライト設計の旧山邑邸*は、歴史的にも文化的にも貴重な景観資源として、「芦屋の歴史と触れ合う拠点」に位置付けられます。これら拠点と、他の遺跡や史跡、建築物、歴史的な街並み、水路などを結んで、人々が自由に芦屋の歴史散策を楽しめるネットワークを形成します。

③ 水と緑のネットワーク

芦屋川とその支流の高座川、宮川及び地域を循環する都市計画道路(芦屋山麓線・朝日ヶ丘線等)と、市立芦屋病院から朝日ヶ丘幼稚園、市民プールへとつながる市道は、地域に潤いをもたらす、周囲の住環境を守る「水と緑のネットワーク」として位置付け、維持補修時に緑豊かな街路空間としての整備を検討します。

水と緑のネットワークは、当地域の個性豊かで魅力的な公園や文化施設、公益施設などを結び、地域内のどこからでも好きな場所に歩いてアクセスできる身近な緑の散策ルートとして、また、自然の生態系が育まれる貴重な空間として都市に潤いを与えます。

④ 歴史のネットワーク

会下山遺跡は、山の尾根上に集落がつけられている全国的にも珍しい弥生遺跡であることから、身近なハイキングコースとして、また、歴史散策コースとして市内外からの来訪者に広く利用してもらえるよう、阪急芦屋川駅から遺跡までを結んで「歴史のネットワーク」とし、案内板の設置など必要な施設整備を検討します。

また、情緒ただよう古い街並みを残す西山町と東芦屋町は、古い構えの商店や寺院、洋館



の病院などが並び、芦屋らしい風情を感じさせる趣があります。また、東芦屋町の芦屋神社などは歴史的景観要素を有しています。これらの地区をネットワークし、歴史豊かな街並みを生かした散策空間の整備を検討します。特に、芦屋川駅前商店街については、個性的で親しみのあるにぎわい空間の形成のため、山手線の整備に併せて歩行者優先道路化を検討します。





山手地域 将来都市構造図

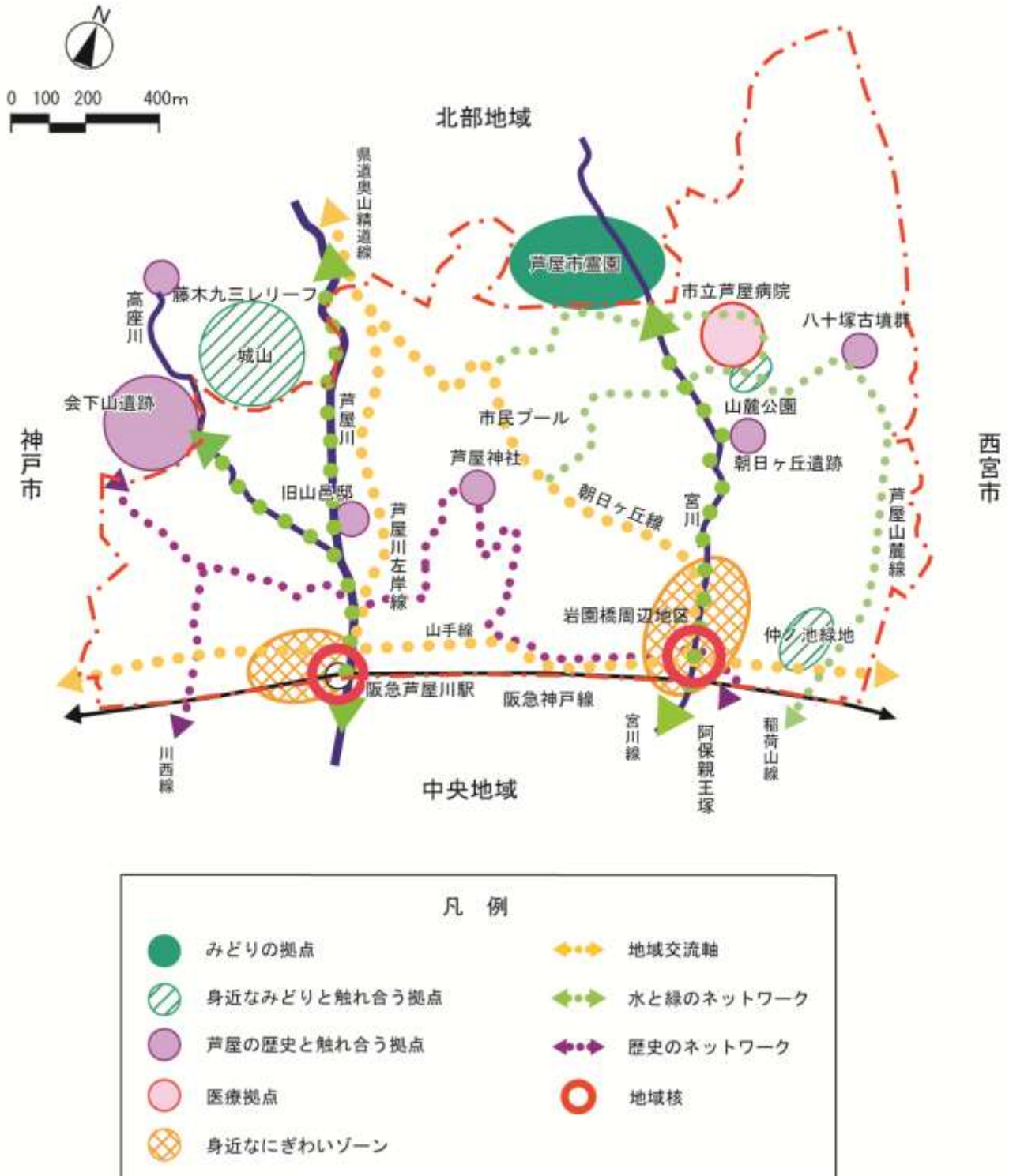


図 3-1 山手地域の将来都市構造



(2) 土地利用の方針

1) 住宅系の土地利用方針

① 土地利用配置方針

六麓荘の住宅地は本市を代表する「成熟住宅地^{*}」として位置付けるとともに、山手町、東芦屋町、東山町、岩園町、山芦屋町、三条町などの低層戸建住宅による良好な住宅地が形成されている地区は、「低層住宅地」とします。

朝日ヶ丘町や、阪急電鉄に近く比較的古い街並みが残る西山町及び東芦屋町等の一部の地区は、低層戸建住宅の中に中層の集合住宅が混在する「中低層住宅地」とします。

宮川線及び山手線の沿道地区には、スーパーや銀行、テナントビル、飲食店などが立地しており地域生活の核として機能しています。これらの地区は「沿道型住宅地」とします。

阪急芦屋川駅前にある芦屋川駅前商店街は、「住商共存地」とします。

② 成熟住宅地

地区計画や町内会による建築協定の運用や市民との協働により、六麓荘の優れた住環境を保全します。

③ 低層住宅地

低層住宅地は、市民との協働による美化活動や緑化の推進により、今後も低層戸建住宅中心の住環境を保全します。良好な住宅地が形成されている三条町、山芦屋町、山手町、東芦屋町等については、建築協定や地区計画等の導入を検討し、宅地の細分化防止や中高層住宅等の制限を図ることにより、芦屋らしい住宅地の保全・形成を図ります。

④ 中低層住宅地

中低層住宅地は、低層戸建住宅と中層住宅が混在しながらも調和した住環境の形成を図ります。集合住宅が集積する地区は、質の高い住宅を中心とした良好な住宅地の形成を図ります。また、現在既に良好な住宅地が形成されている部分については、建築協定や地区計画等によって低層戸建住宅に配慮した優れた住環境の維持向上に努めます。

未利用地の開発に際しては、「芦屋市住みよいまちづくり条例」に基づき芦屋らしい計画となるように開発事業者と協議します。

⑤ 沿道型住宅地

沿道型住宅地は、日常生活に利便をもたらす商業系用途の立地を許容し、これらが周辺の住環境と一体となって整った街並み景観を形成するよう誘導します。

阪急神戸線と山手線間の低・未利用地については、日常の生活に利便をもたらす商業系用途の立地を許容した、中低層の沿道型住宅地としての利用を促進します。

2) 商業系の土地利用方針(住商共存地)

住商共存地は、風情ある街並みを生かした身近な商業空間として、市民との協働による景観整備や、歩行者優先道路化等の検討によって商業活性化を図ります。

山手地域 土地利用方針図



図 3-2 山手地域の土地利用方針



(3) 都市施設整備の方針

1) 公共交通機関の整備方針

① 鉄道

阪急芦屋川駅は、北側地区の交通整序や商店街の歩行者優先道路化を検討し、駅へのアクセシビリティ*の向上と快適な歩行空間の形成を図るとともに、駅周辺のユニバーサルデザイン化を検討します。

② バス

バスの利用を増進するため、市民がバスを快適に利用できるように、関係機関の協力により、バス停留所でのシェルターやベンチの設置等を検討します。

2) 駐輪場整備方針

芦屋川沿いに暫定的に設置されている駐輪場については、周辺景観との調和を考慮した整備を検討します。

3) 道路施設整備方針

① 歴史のネットワーク・水と緑のネットワーク

各ネットワークにおける快適な歩行者空間を創出するために、ベンチやポケットパークの整備を検討します。

案内板等のサインにおいては、点字表示、数ヶ国語表示、色彩表示などを検討し、すべての人が認識しやすい案内表示を心掛けます。

② 区画道路の改善

三条町、西山町、山芦屋町、東芦屋町などの幅員 4m未満の道路が多く入り組んだ箇所については、建築物の建替時に「狹隘道路整備制度」を推進し拡幅整備します。

③ 快適な歩行者空間の創出

宮川線から芦屋山麓線を連携する市道 518 号線(芦屋市霊園へ続く道)は、水と緑のネットワークとして位置付けられているため、市民が水辺の憩いの場や快適な歩行空間を楽しめるように、歩行者を優先した道路整備を検討します。

市道 185 号線(芦屋神社へ続く道)は、歴史のネットワークを構成する軸として位置付けられているため、市民が歴史に触れて散策を楽しめるように歩行者を優先した道路整備を検討します。

また、芦屋川と宮川沿いの道路では、河川空間を生かした沿道の修景と河川沿いの緑化を図ります。

山手中学校・山手小学校への通学時の安全確保を図るため、開森橋以北に歩行者の動線確保を図る施設整備を検討します。



4) 公園・緑地の整備方針

高齢者や車椅子利用者が公園・緑地を楽しめるように、公園のユニバーサルデザイン化を検討します。

仲ノ池緑地は、野鳥が飛来し、自然観察ができる水辺を有した貴重な緑地として、今後も保全します。

5) 河川及び水路の整備方針

河川内においては、市民が水に親しめるように親水性を保たせるとともに、水がゆっくりと流れ、貯水できるように河床及び高水敷地の改修を関係機関と協議します。

(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

1) 水辺を生かしたビオトープの形成

芦屋川は市民にとって身近な存在であるとともに、数多くの野生生物が生息していることから、動植物の生息域としての河川空間づくりを進めます。

また、現在自然観察公園として活用されている仲ノ池緑地や、多くの野鳥がやってくる岩園天神社近くの灯籠池は、市民が自然の姿と触れ合える身近なビオトープであることから、市民の協力を得ながら維持活用を図ります。

2) 農地の保全と活用

岩園町や朝日ヶ丘町周辺にわずかに残る農地やため池は、季節感や生活感のある身近な緑地・水辺であり、また、かつての芦屋の原風景でもあることから、営農者の協力を得て農地（生産緑地等）の保全を図ります。

3) 民有地の緑化

住宅地内の潤い景観を形成するため、市民との協働により、高い擁壁を築いた際の下部の植栽帯設置や、法面部分の緑化などを促進します。また、市民の協力の下、生垣や庭木による民有地の緑化、集合住宅のベランダ部分の緑化などを積極的に進め、緑あふれる、ゆとりある住環境の形成を図ります。



4) 水と緑のネットワーク

地域に潤いをもたらす「水と緑のネットワーク」に含まれる芦屋川及び宮川沿いの幹線道路では、市民との協働により街路緑化を推進します。

また、阪急芦屋川駅から登山口までを水と緑のネットワークで結び、道しるべ、案内板、ポケットパークやベンチ等の設置を検討し、訪れる人がスムーズに移動し、また、芦屋の自然を満喫できるような環境整備を心掛けます。

5) 沿道住環境の改善

宮川線等については、舗装改修時に排水性舗装(低騒音舗装)などの採用を検討し、住環境の改善・向上を図ります。

(5) 都市景観形成の方針

1) 良好な住環境の保全と形成

① 民有地の積極的な緑化

市民との協働により、積極的な民有地内緑化を進め、緑あふれる良好な住宅地景観の形成・保全を図ります。

② 沿道傾斜地における開発指導

幹線道路沿いの急勾配の地区では、斜面地条例等により、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の住環境との調和に配慮します。また、建築協定や地区計画等の導入を促すことによって、斜面を利用した階段状の集合住宅の高度化*を抑制するとともに、積極的なベランダ・屋上緑化を施すように、地形に合わせた建築デザインの誘導を図ります。

2) 住宅地景観の保全

良好な住宅地が形成されている地区においては、景観地区の基準に基づく建築物の形態意匠の規制のほか、建築協定や地区計画等の導入を促して住環境を保全することにより、統一感のある街並み景観の形成を図ります。特に、低層戸建住宅地区や、朝日ヶ丘町西側の中層集合住宅が集まっている地区において、導入を促進します。

また、山手町、東芦屋町、東山町、三条町、山芦屋町、朝日ヶ丘町、岩園町などの緑ゆたかな環境が形成されている地域においては、緑の保全地区に指定し、現在の優れた住環境を保全します。

(6) 市街地整備の方針

空き地の細分化や無秩序な土地利用による住環境の悪化を防ぐため、「芦屋市住みよいまちづくり条例」に基づき宅地の細分化の防止に努めます。



(7) 都市防災の方針

1) 防災ネットワークの形成

災害時の広域避難場所に指定されている芦屋市霊園，兵庫県警察学校及びその一帯の小・中学校においては，飲料消火兼用の耐震性貯水槽の周知や，防災無線の活用などによる災害情報通信設備の整備等により，施設間の連携により広域避難所としての機能充実を図ります。

また，当地域には災害時に救援救護拠点として機能する市立芦屋病院があることから，他地域とも連携した全市的なネットワーク体制の確立を図ります。

2) 急傾斜地における土砂災害の防止

当地域には急斜面が多く，災害時に地盤の崩壊などによる被害が予想されることから，「宅地造成工事規制区域」の指定に基づく適切な開発指導や安全対策の強化について関係機関と協議して進めます。また，山裾での開発による宅地の拡大を抑制し，安全な住宅地の形成と災害防止に努めます。特に，芦屋川左岸の急斜面地は崩壊の危険性があるため，土地活用時や建築計画時に崩壊危険の防除を図るように適切に指導します。

(8) 福祉のまちづくり方針

1) 人に優しい街路空間づくり

当地域は土地の起伏が激しく，歩いて行き来することが難しい地形となっています。安心して歩ける道で地域全体を結ぶことによって，地形的な制約条件はあっても，誰もがゆっくりと散策を楽しむことができるゆとりある街路空間づくりを目指します。

水と緑のネットワークや，歴史のネットワークに位置付けられた道を中心に，沿道にベンチや手すり，必要に応じて休憩スペースを設置するなど，誰でも安心して散策が楽しめる街路空間の確保に努めます。

2) 医療拠点の快適空間整備

市立芦屋病院前のバス停留所周辺では，歩道の充実や段差の解消を図り，誰もが安全に歩けるユニバーサルデザインの街路空間を形成するとともに，バス停留所のベンチや手すり，案内板などについては，障がいのある人や高齢者の利用に配慮したデザインや機能整備を図ります。

また，拠点内の道路舗装に変化をもたせて通過車輛に特別の注意を促すなど，歩行者のより一層の安全確保に努めます。

さらに，拠点から近い範囲にある芦屋市霊園や山麓公園その他の見晴らしの良い場所への散策が楽しめるように，安全で快適な歩行者空間の確保に努めます。



山手地域まちづくり方針図

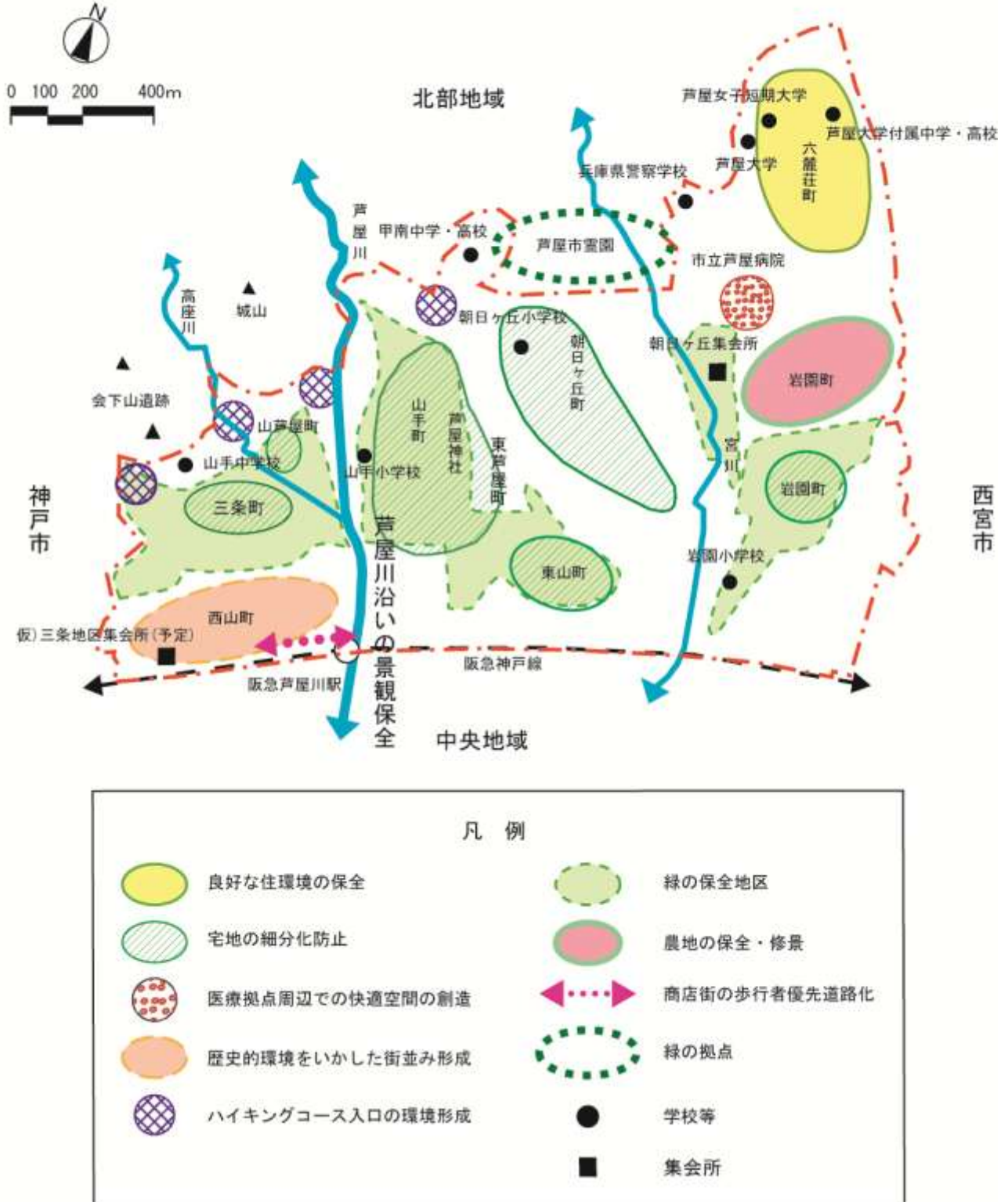


図 3-3 山手地域のまちづくり方針



4 中央地域のまちづくり方針

(1) 地域の現況、課題及び将来像



1) 中央地域の現況と課題

■現況

中央地域は本市の中心市街地が形成されている地域であり、国道2号、国道43号、JR神戸線、阪神電鉄本線が地域を横断する極めて交通の利便性が良い地域となっています。当地域では商業・業務集積が発達しているJR芦屋駅を中心として、阪神芦屋駅、阪神打出駅周辺などで商店街等の身近な商業集積が見られます。また、市役所をはじめとして図書館、美術博物館などの公益施設が数多く立地しています。また、市街地形成の歴史は古く、芦屋川沿いには歴史的な建築物や芦屋公園のクロマツ林など、昔ながらの風情を感じさせる景色を見ることができます。

■課題

中央地域は、国際文化住宅都市として発展してきた本市の中心市街地であり、良好な住宅地の中に市民生活に必要な商業・業務施設や公共・公益施設が数多く立地し、市内各所から多くの人々が訪れる地域であるため、「活気」、「にぎわい」、「楽しさ」といった都市としての魅力を持つ地域であるとともに、地域に流れる河川の活用や緑あふれる市街地づくりによって「潤い」、「やすらぎ」といった要素を生かしたまちづくりを進める必要があります。

当地域は、急速な市街地形成と都市機能の集中によって様々な課題を抱えています。交通が停滞する東西方向については山手幹線の全通等により一定のアクセス強化が図られつつあるものの、南北方向の交通アクセスの改善による災害時の物資輸送路となる路線の確保を図る必要があります。国道43号などの広域幹線道路沿道では通過交通の騒音や振動などに対する沿道の住環境の改善・向上が必要です。また、低層住宅地内でのマンション等の増加や土地利用の高度化によって、市街地から緑が失われつつあることや、まとまった緑地やオープンスペースの確保が困難な状況など、震災復興関連事業完了後の住環境の変化に対応する、総合的なまちづくりの推進が必要となっています。

【中央地域の課題】

- ・ 芦屋川及び宮川の河川空間と道路や住宅地の緑を生かした潤いある住環境づくり
- ・ 東西交通の確保と地域の南北方向のアクセス向上による回遊空間の形成
- ・ 近隣商業を中心とする商業の活性化
- ・ 良好な低層住宅地と中高層住宅との調和
- ・ 震災の教訓を生かした安全なまちづくりへの取り組み
- ・ 広域幹線道路沿道での住環境の改善



2) 中央地域の将来像

中央地域では、芦屋川と宮川の2つの河川や街路の緑を生かして、潤いのある快適な居住環境を形成するとともに、商業基盤を再生してにぎわいのある魅力的な都市空間を形成し、人々が活気や潤いの中を自由に歩き楽しめる、回遊性のあるまちづくりを目指します。

また、阪神・淡路大震災による被災の経験の上に、安全で、かつすべての人が安心して快適に暮らせる人に優しいまちづくりを実現します。

中央地域の将来像

潤いとにぎわいの中で都市回遊を楽しむ地域

3つのまちづくり目標

川を生かし、まちに緑と潤いをもたらすネットワークづくり

芦屋川及び宮川の豊かな河川空間と、植栽の美しい街路網を生かして、水と緑のネットワークを形成することにより、まちの緑につながりをもたせ、潤いある市街地環境を創出します。

人が集い、まちを楽しむ活気あふれる都市空間の再生

人々が快適に歩ける街路と憩いのスペースの創出を図るとともに、歩いてまちを楽しめるように、にぎわいと活気ある都市核や緑にあふれた美しい街並みを形成して魅力的な都市空間を再生します。

人に優しく災害に強い、安心・快適なまちづくり

震災の教訓を生かし、災害に強い市街地の形成を図るとともに、誰もが安心してまちを歩けるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。



3) 中央地域の将来都市構造

J R 芦屋駅を中心とする地区は、本市の顔であるとともに市の中心商業地が形成され、市域の「中心核」として位置付けられます。阪神芦屋駅及び阪神打出駅の周辺は「地域核」として、地域の生活拠点としての機能を果たします。

国道 43 号以北の芦屋川沿いの、市役所をはじめとする公共・公益施設が集積するゾーンは「シビックゾーン」として、文化施設が集積する伊勢町地区は「文化ゾーン」として位置付けられます。この文化の拠点と浜地域の芦屋中央公園との連携を強化することで、国道 43 号以南のコミュニティ道路、伊勢町の文化ゾーン、芦屋中央公園を一つのゾーンとする「緑と文化の交流ゾーン」の形成を図ります。この交流ゾーンでは、歩いて街並みを楽しめる文化の薫り高い地域として位置付けます。

中央地域の骨格を形成する軸として、芦屋中央線は、本市の中央都市軸として位置付けられます。また、地域を南北に結ぶ稲荷山線と芦屋川左岸線は、地域環状軸として位置付けられます。

芦屋川と宮川は、当地域を南北に貫く水と緑のネットワークとして位置付けられます。

中央地域を特色付けるその他の都市構造としては、以下のようなものが上げられます。

① 地域交流軸

東西方向又は南北方向の地域幹線道路が形成する格子状の道路網は、地域内のアクセスとして重要な役割を果たし、市街地内の円滑な市内交通を確保します。また、これらの道路のうち稲荷山線、山手幹線、松浜線は、地域コミュニティレベルの交流を担っているだけでなく、他の地域との交流を促す地域交流軸として位置付けられます。特に、J R 芦屋駅北側においては、山手幹線を生かした商業の活性化や、災害に強い安全な交通の確保を図り、「中心核」の発展を支える交流の軸として位置付けます。

② にぎわいと活気あふれる都市空間

阪神芦屋駅及び阪神打出駅の地域核周辺を「身近なにぎわいゾーン」として位置付け、商店街を中心とした活気あふれる商業空間の形成を図ります。特に、J R 芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて外向き型の商業施設が発達する地区(都市回遊ゾーン)では、専門性の高い高品質な店舗が並ぶ地区としての発展を図るとともに、J R 芦屋駅南の駅前線は、「身近なにぎわいゾーン」の東端の街路であることから、歩いて楽しいにぎわいのメインストリートとして位置付けます。

③ まちと暮らしに潤いをもたらす水と緑のネットワーク

芦屋川や宮川、主要な公園・緑地、植栽の豊かな街路、緑道やコミュニティ道路などを連携して水と緑のネットワークを形成します。水と緑のネットワークは、まとまった緑が少ない市街地内にあって、歩いて回れる身近で快適な緑空間であり、まちに潤いある景観を提供します。

④ まちを歩いて芦屋の文化に触れられる歴史のネットワーク

打出天神社、金津山古墳及び阿保親王塚、平田町、浜町、西蔵町及び打出小槌町の和館・洋館などの歴史的史跡や旧跡、歴史を感じさせる街並みなどを結んで歴史のネットワークを形成し、まちを歩きながらまちの歴史に触れることのできる趣のある街路空間を創出します。



また、阪神打出駅周辺と西芦屋町周辺の歴史的街並み景観の保全を図る地区を、山手地域の史跡・旧跡等と結んで、市内全域の歴史環境の散策ルートとなるネットワークを形成します。



中央地域 将来都市構造図

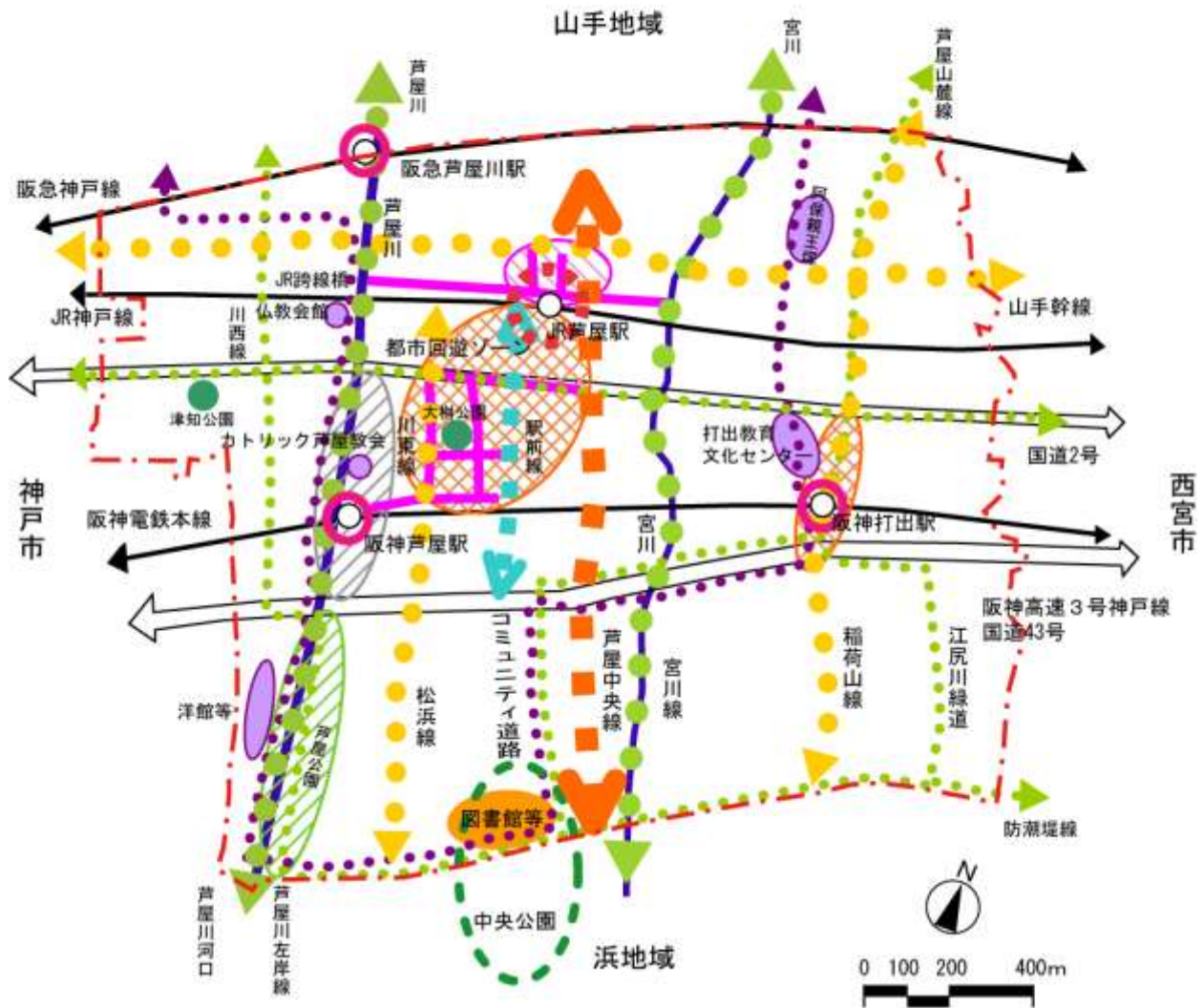


図 4-1 中央地域の将来都市構造



(2) 土地利用の方針

1) 土地利用の配置方針

当地域では、中心核である J R 芦屋駅周辺を商業地とします。また、阪神芦屋駅、阪神打出駅の周辺、J R 芦屋駅南西部を住商共存地とします。

芦屋川沿いの地区と平田町、浜芦屋町と松浜町の一部は低層住宅地とします。稲荷山線及び芦屋中央線の国道 2 号以南、山手幹線の宮川から芦屋川までの区間、宮川線と芦屋川左岸線の J R 神戸線以北の区間及び駅前線などの地域レベルの幹線の沿道地区は、沿道型住宅地とします。国道 2 号及び国道 43 号の沿道地区は沿道複合型住宅地とします。低層住宅地や主要幹線の沿道を除く住宅地は、すべて中低層住宅地とします。

2) 住宅系の土地利用方針

① 低層住宅地

低層住宅地は、景観軸となる芦屋川沿いの住宅地区、敷地面積にゆとりのある J R 神戸線以北の住宅地区などの住環境を保全するとともに、今後、宅地の細分化や中高層住宅等の混在を制限するため、建築協定や地区計画等の導入により適正に街並みを保全します。

② 中低層住宅地

中低層住宅地では、建築協定や地区計画等の導入により建築物の高さ制限を行うとともに、「芦屋市住みよいまちづくり条例」により宅地の細分化の防止に努めます。また、現在の低層戸建住宅中心の居住環境を保全するため、原則として低層戸建住宅に配慮した開発となるように開発業者と協議します。

③ 沿道型住宅地

沿道型住宅地では美しい街並みの形成を目指し、建築協定や地区計画等による低層又は中層住宅の整った沿道景観の形成を促します。また、周辺地区の特性に応じて、住宅の一階部分に魅力的な店舗が入った複合住宅の立地を促すなど、地域の日常生活の利便向上を図ります。

稲荷山線のうち、国道 43 号から国道 2 号までの区間は、阪神打出駅周辺の打出商店街と連携する新しい商業空間の充実を図ります。

J R 神戸線以北の宮川線沿道では宮川の河川空間を生かした個性的な商業施設の立地を促し、山手地域の商業集積へとつながる魅力的な商業空間の創出を目指します。

④ 沿道複合型住宅地

沿道複合型住宅地では、住宅系の土地利用を中心としつつも、広域幹線沿道の利点を生かして商業・業務系施設の立地を許容し、これらが一体となって良好な都市景観を形成する複合的利用を図ります。また、国道 43 号沿道では、住宅地としての環境改善を図るとともに、後背の住宅地の緩衝帯としての機能の誘導を図ります。



3) 商業系の土地利用方針

① 商業地

商業地では、商業・業務施設の立地及び充実を誘導します。特に、JR芦屋駅南地区では、周辺の住居系土地利用との調和を図りつつ、駅前広場の整備に併せた市街地開発事業を検討し、商業・業務基盤の充実を図ります。

② 住商共存地

住商共存地では、日常利便施設や、小規模な店舗の立地を誘導し、沿道型の商業施設とは異なり、まちを歩いて買物を楽しめる安全で快適な商業空間の形成を目指します。また、中層住宅の一階を店舗スペースとし、住宅と商業施設が密接にかかわりあう都市居住環境を創出することによって、まちに活気をもたらします。





中央地域 土地利用方針図



| 凡 例 | | | |
|-----|----------|--|------------|
| | 低層住宅地 | | 住商共存地 |
| | 中低層住宅地 | | 公益施設、学校など |
| | 沿道型住宅地 | | 都市計画公園・緑地 |
| | 沿道複合型住宅地 | | 寺社、民間の公園など |
| | 商業地 | | 幹線道路 |

図 4-2 中央地域の土地利用方針



(3) 都市施設整備の方針

1) 公共交通機関等の整備方針

① 鉄道

近隣都市への主要な交通手段である鉄道については、「バリアフリー法」等に基づき、駅舎を含めた駅周辺のユニバーサルデザイン化に関係機関と協議して取り組みます。

② バス

市内の循環交通機関としてバスの利便性を向上させるために、待合場所のシェルター、ベンチの設置等を検討するとともに、関係機関と協議しノンステップバスの導入等を計画的に支援します。

2) 駅前広場の整備方針

J R 芦屋駅南地区は駅前広場も含めた整備を検討し、本市の南玄関の顔として、周辺の景観にも配慮しながら J R 芦屋駅周辺の交通機能の充実を図ります。

3) 駐車場等の整備方針

① 駐車場

J R 芦屋駅周辺においては、既存ストックの有効活用を図り平日の駐車場利用率を高めるために、パーク・アンド・ライドの導入に関係機関と協議して進めます。

② 駐輪場

自転車の利便性を向上させるために、関係機関と協議して駐輪場の確保に努めます。特に、放置自転車の多い J R 芦屋駅周辺の通勤用駐輪場や商業用駐輪場の充実を最優先課題として検討します。

4) 道路施設の整備方針

① 広域幹線道路の整備

国道 2 号及び国道 43 号は、沿道の住環境に配慮した道路として、道路の緑化及び電線類の地中化を促進します。また、国道 43 号については、関係機関と協議して沿道緑地帯の整備を計画的に進め、沿道の環境保全対策を促進します。また、歩行者や自転車の南北アクセスの改善や道路横断時の交通事故を防止するため、交通安全施設の整備等について関係機関と協議します。

② 地域幹線道路

稻荷山線等の都市計画道路の計画的な整備を検討し、中央地域の循環ネットワークの強化を図ります。整備に当たっては、住環境に配慮した、緑あふれる人に優しい街路空間を形成します。

山手幹線については、環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。



③ 地区幹線道路

地区幹線道路は、安全で快適な歩行者空間の確保に重点を置いた整備を目指します。芦屋川沿岸については、芦屋川左岸線又は芦屋川右岸線の一方通行化を検討するとともに、景観に優れた区間については、歩行者を優先した道路として河川空間を含めた親水緑地化を検討します。

同様に、国道2号以南の宮川右岸については、歩行者を優先した道路として散策を楽しむことができる快適な街路空間の形成を目指します。

芦屋中央線については、本市の中央軸を形成する重要路線として、中央都市軸にふさわしい形態で景観に配慮した整備を検討します。

④ 区画道路

区画道路については、地区内に不要な通過交通を排除する工夫を行うとともに、まちに潤いと安らぎをもたらす緑化等を検討します。特に、海のレクリエーションゾーンや文化ゾーンへの安全な歩行者アクセスを確保するために、市民との協働による道路緑化及び民有地の緑化を推進するとともに、歩行者の安全を最優先としたルールづくり等を検討します。

歴史的街並み地区に残る細街路については、狹隘道路整備制度等を活用して、適正な道路幅員の確保を図ります。

⑤ 潤いある道路空間の整備

江尻川緑道及び芦屋中央線については、水と緑に触れ合うことのできる空間形成を、市民との協働で進めます。その他の水と緑のネットワークを形成している街路は、市民との協働により緑化を推進するとともに、快適な歩行者空間を確保します。また、緑道やコミュニティ道路では歩行者優先道路化を検討するなど、緑を楽しみながら歩ける快適な道づくりに心掛けます。

歴史のネットワークを形成している街路では、道しるべ、休憩所、ベンチなどの配置やネットワークの帰結点となる各鉄道駅への案内板設置など、地域にふさわしい歴史を感じさせる快適な散策空間づくりについて、市民と協働して環境整備を進めます。

5) 公園・緑地の整備方針

① 既存公園の改修

既存公園の改修時には、公園施設のユニバーサルデザイン化を検討します。

② 幹線道路沿いの緑化

国道43号沿いについては、沿道の居住環境を改善し、まちに潤いを取り戻すために、沿道緑地を関係機関と協議しながら整備を検討します。

また、その他の都市計画道路についても、市民との協働による沿道緑地の整備を図ります。



6) 河川・水路・運河の整備方針

① 河川の親水化

芦屋川においては、周辺歩道のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安全に楽しめる河川空間の整備を図ります。また、身近に芦屋川の自然を感じることでできる河川空間づくりを目指して、関係機関と協議し、河川敷へのスロープ設置などを検討します。

宮川においては、子供たちが水辺に親しみ、水生植物や魚介類の採取が楽しめるような親水空間の整備を関係機関と協議しながら進めます。

また、水と緑のネットワーク沿いに緑と触れ合うポイントとなるポケットパーク等の設置を検討し、快適な散策環境を整えます。

② 河川環境の向上

河川では、水質浄化やビオトープの形成など、動植物の生息域としての河川空間の保全について関係機関に働き掛けます。

③ 河口の砂浜の保全

芦屋川河口の砂浜は、阪神間では失われつつある貴重な自然資源であるとともに、海浜の生物の生育場所として保全に努めます。

(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

1) 沿道の環境改善

国道43号沿道では、騒音や振動、粉塵などによる住環境の悪化を防ぐため、関係機関の協力の下、緩衝緑地帯の整備を検討します。また、南北方向の歩行者のアクセスを円滑にするため、適所へ横断歩道を設置するとともに、歩行者・自転車・乳母車等が安全に横断できるように交通安全施設の充実を図るよう関係機関と調整を行います。

また、大型車両や通過交通を排除するために、阪神高速5号湾岸線への迂回を促進するよう関係機関に働き掛けます。

2) 民有地の緑化

市民との協働により民有地内に十分な緑化面積を確保し、花と緑あふれる市街地環境を創出するとともに、都市のヒートアイランド現象の緩和に資するため、建築物の壁面の緑化や屋上緑化を促進します。

3) 雨水の土中への浸透化

都市部における真夏のヒートアイランド現象や、井戸の立ち枯れ、植栽へのかん水等に対応するため、市民と協働して、民有地や公有地を含めて雨水の浸透化の検討に取り組みます。

4) 住環境に配慮した道路

環境基準を超えている道路等については、整備及び維持管理時に低層音舗装(排水性舗装[※]等)



に更新します。

(5) 都市景観形成の方針

1) 河川沿いの景観保全

芦屋川及び宮川の護岸の擁壁や高蘭等の施設の整備に当たっては、周辺環境に調和するデザインとします。また、芦屋川沿岸については、特別景観地区に指定するなど、河岸の松並木と宅地内の生垣や石積等が一体となった景観や、業平橋や阪神芦屋駅等からの芦屋川を軸とした眺望景観を保全し、優れた景観の創出を図ります。

2) 統一感のある街並み景観の保全と形成

緑の山々を背景として芦屋らしい和風や洋風建築物が建ち並ぶ独自の景観を保全するため、景観地区の基準に基づく建築物の形態意匠の規制により、風格が漂い統一感のある街並み景観を誘導するとともに、建築協定や地区計画などを活用しつつ市民との協働による良好な景観誘導を図ります。

商業施設や中層の集合住宅の建築に当たっては、低層住宅地の住宅景観との調和を図り、品格と落ち着きのある街並み景観の誘導を図ります。

特に、河川沿岸や沿道宅地は景観に配慮した街並みの誘導を促進します。

3) 歴史的街並み保存

月若町の美術館や小さな社や趣のある路地、古くから住宅地として発展してきた歴史と風情を感じる西芦屋町の街並み、平田町の芦屋の昔をしのばせる独特の景観、金津山古墳や阿保親王塚、旧松涛閣(図書館打出分室)などの史跡・旧跡・寺社など、歴史的な街並みを市民との協働の下で保全し、人々が安全に散策を楽しめる、景観に優れた環境を維持します。

4) 住宅地景観の保全

緑の保全地区に指定されている浜芦屋町、松浜町などにおいては、現在の緑ゆたかな住環境を保全します。

5) 歩いて楽しめる商業空間の形成

J R芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて形成されている商店街(都市回遊ゾーン)、また、阪神打出駅周辺を中心とした住商共存地では、店から店へと歩いて楽しい活気あふれる商業空間としての再生を図ります。そのため、市民と行政が協働して、地区計画等によって店舗の意匠や形態(外観や建物のスカイライン)の統一を図り、連続性を持った美しい街並みの形成を誘導します。また、事業者の協力により店舗前やオープンスペース等への花と緑の配置を促進し、潤いある商業空間の創出を図ります。



(6) 市街地整備の方針

J R 芦屋駅南地区では、駅前広場や駅前線の整備計画を検討するとともに、J R 芦屋駅南地区の「身近なにぎわいゾーン」へのエントランスとなる活気あふれる商業集積地区の形成を検討します。

(7) 都市防災の方針

阪神・淡路大震災による多大な被災を教訓として今後のまちづくりに生かし、災害に強い安全な市街地の形成を図ります。特に、市民との協働による街路の緑化、適所へのオープンスペースの配置などを図るとともに、防災活動や避難の妨げとなる違法駐車対策や電線類の地中化を検討します。

(8) 福祉のまちづくり方針

「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区に設定された阪神芦屋駅・市役所周辺地区においては、駅や市役所をはじめとした生活関連施設におけるスロープやエレベーターの設置、生活関連施設を連絡する歩道における段差解消や視覚障害誘導用ブロックの設置等、さまざまなバリアフリー化事業が進んでいます。

今後もユニバーサルデザインの考えに基づき、関係機関と協力しながら、すべての人が利用できる施設を目指します。





中央地域のまちづくり方針図



| 凡例 | |
|----|---------------------|
| | 宅地の細分化防止 |
| | 河川空間を生かした住宅景観の保全と形成 |
| | 歴史を感じさせる街並みの保全 |
| | J R 芦屋駅南地区の開発事業の計画 |
| | 道路沿道緑地の整備 |
| | 緑の保全地区 |
| | 歩いて楽しい商業空間の形成 |
| | ゆとりと潤いのある歩行者空間 |
| | 河川沿いの景観保全と形成 |
| | 国道43号沿道の環境整備 |
| | 集会所 |
| | 学校 |

図 4-3 中央地域のまちづくり方針



5 浜地域のまちづくり方針

(1) 地域の現況，課題及び将来像



1) 浜地域の現況と課題

■現況

浜地域は、総面積 125.6ha で、主として住宅用地の土地利用として造成されたものです。埋立工事は、兵庫県が事業主体となって昭和 44 年に着工され、宮川以西、面積約 57.4ha の第 1 工区は、昭和 49 年 7 月に、宮川以东、面積約 68.2ha の第 2 工区は、昭和 50 年 3 月にそれぞれ完了しました。

昭和 54 年に入居が始まって以来、本市の新しい住宅地として整備が進められ、平成 17 年 1 月現在、約 13,700 人が生活しています。地域を横断する中央緑道を中心として都市計画公園・緑地がバランスよく整備され、その中に低層の戸建住宅から超高層住宅まで様々な住宅が計画的に配置されています。公益施設は、小・中学校や供給処理施設の他に、海浜公園プール、県立海洋体育館、芦屋キャナルパークなど、スポーツ施設やレクリエーションの場が数多く立地しています。地域核としては、高浜町に大規模な商業施設があるほか、日常生活の利便性を考慮して、サブセンター（店舗、医療施設等）が 2 か所設置されています。

■課題

浜地域は、計画的に開発された新しい住宅地として緑豊かな優れた住環境を形成していますが、開発から四半世紀が過ぎていることから、今後は成熟した住宅地として、旧市街地の街並みと調和を図るとともに、住環境をより充実させていく必要があります。

南芦屋浜地域との間を隔てている海沿いの空間、芦屋キャナルパークは、かつての芦屋浜の風景とは異なるものの、新しい芦屋の海を感じさせる貴重な空間であることから、地域の個性を生かした環境形成と積極的な活用を図っていく必要があります。また、地域内に立地する多様なスポーツ・レクリエーション施設等を活用し、地域の活性化を図るため新しい交流を生み出す必要があります。

【浜地域の課題】

- ・旧市街地と南芦屋浜の新市街地を結びつける役割強化
- ・芦屋キャナルパークや各種スポーツ・レクリエーション施設の活用と連携
- ・成熟した住宅地としての住環境の維持管理と景観形成



2) 浜地域の将来像

浜地域では、公園・緑地の豊かな緑と宮川の河川空間や芦屋川河口の自然環境を生かして、今後も潤いある住環境の保全・育成を図ります。また、当地域に多く立地するスポーツ・レクリエーション施設や海辺空間の活用により、各地域の市民間交流が実現する充実したまちづくりを進めます。

浜地域の将来像

海と緑に恵まれた住環境の中、 新しい交流文化を育む地域

3つのまちづくり目標

新・旧市街地の連携を図る，結節地域としての役割の強化

中央地域とのつながりを強めるとともに、新しい市街地となる南芦屋浜地域との連携を進めることにより、地域間の交流を促し、新旧市街地間との円滑な連絡を図ります。

地域を活性化させるスポーツ・レクリエーションの交流拠点づくり

地域核及び南芦屋浜地域と一体となったスポーツ・レクリエーション施設の充実を図ることにより、地域の活性化を促す魅力的な交流拠点を形成します。また、海岸部では、海洋性レクリエーションを楽しめるスポーツ・レクリエーション施設の活用方法を市民参画の中で充実させます。

海，川，緑の豊かな空間を生かした美しい街並みづくり

中央緑道と宮川，芦屋川河口を基軸として、公園や緑道を結ぶ水と緑のネットワークを形成します。また、街路樹や統一感のある住宅の外構や生垣によって、まちの緑につながりとふくらみをもたせます。そして、潤いのある街並み形成と良好な住宅地環境の充実を目指します。海岸沿いの芦屋キャナルパークは、新しい芦屋の海辺の景観を創出します。



3) 浜地域の将来都市構造

浜地域の骨格を形成する軸としては、地域外周部を通り南芦屋浜地域へ至る打出浜線及び芦屋浜線、地域内をU字に走る埋立1号線、埋立2号線及び地域北側の防潮堤線があり、これらは、地域内のバスルートでもあります。これらのうち打出浜線と芦屋浜線は、南北地域を結ぶ重要なアクセスルートとして機能する地域環状軸に位置付けます。また、地域中央を縦断する宮川は、身近な親水空間であるとともに、市街地に潤いを与える水と緑のネットワークとして位置付けられます。

大規模商業施設を中心とする商業・業務集積地は、地域核として位置付けられるとともに、芦屋川の河口付近から、芦屋キャナルパーク、海浜公園へと続く海岸沿いは、海浜回遊ゾーンとして位置付けられます。

浜地域を特色付けるその他の都市構造としては、以下のようなものが上げられます。

① 他地域との連携

当地域の芦屋中央公園と、図書館や美術博物館の集積する中央地域の文化ゾーンとの連携を強化することで、国道43号以南のコミュニティ道路、文化ゾーン、芦屋中央公園を連携する「緑と文化の交流ゾーン」の形成を図ります。このゾーンでは、歩いて街並みを楽しめる文化の薫り高い地域として位置付けます。

② にぎわいと交流を生み出すスポーツ拠点

地域核では、商業活動の更なる活性化を取り戻すために、芦屋キャナルパークや宮川、芦屋川河口を中心とした海洋レクリエーションとの連携を強めます。また、芦屋中央公園や芦屋キャナルパークは、スポーツを通じた交流を促すスポーツ交流拠点を形成します。

③ 水と緑のネットワークの形成

宮川と当地域の中央を横断する中央緑道を主軸として、緑道や街路、公園を結び、地域レベルの水と緑のネットワークを形成します。水と緑のネットワークでは、地域内の豊かな緑の資源を積極的に生かして、日常的に緑に親しむことのできる回遊空間を形成します。

④ 海の景観軸

海浜回遊ゾーンを、本市の新しい海辺空間を創造する海の景観軸として位置付け、潮風と海の青を感じる景観づくりを誘導します。海面部分は、芦屋川河口や海浜公園、南芦屋浜地域に整備されたマリナーや潮芦屋ビーチ(人工海浜)から続く海洋レクリエーションの場としての利用を図るだけでなく、両地域間から望む海上のイベント空間としての活用を図ります。



浜地域 将来都市構造図

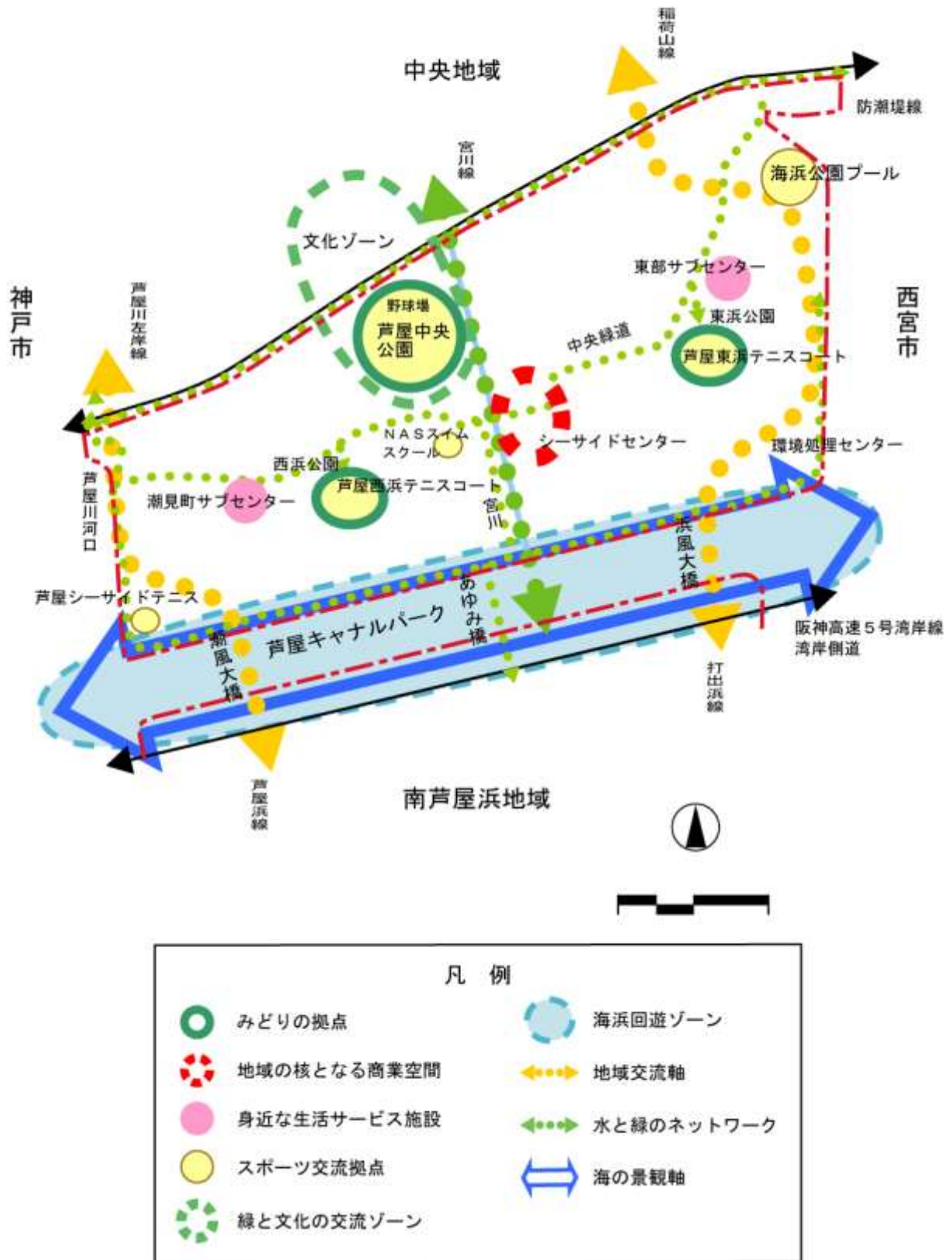


図 5-1 浜地域の将来都市構造



(2) 土地利用の方針

1) 土地利用配置方針

浜風町，新浜町，高浜町，潮見町及び緑町の戸建住宅地を低層住宅地とします。

新浜町の高層住宅が集積する地区と，緑町の県公社住宅の立地する地区などを，中高層住宅地とします。また，高浜町及び若葉町の超高層住宅が集積する地区を高層住宅地とします。

高浜町には，地域の核として大規模な商業施設が立地しており，この地区を商業地と位置付けます。サブセンターとして位置付けられている「東部サブセンター」，「潮見町サブセンター」の2か所の地区を住商共存地とします。

2) 住宅系の土地利用方針

① 低層住宅地

低層住宅地では，戸建住宅中心の良好な住環境を保全するとともに，宅地の細分化や中層住宅等の混在を規制し，今後も美しい街並みを維持するため，市民と協働で建築協定期間の延長や地区計画を進めます。また，住宅の老朽化や世帯構成の変化などに対応するための建替においては，住宅のユニバーサルデザイン化，緑化などを推奨するとともに，良好な住環境の改善・更新を図るための対応を検討します。

② 中低層住宅地

中低層住宅地では，住環境の向上を図るとともに，低層戸建住宅と中層住宅が混在しながらも調和した住環境の形成を図ります。

③ 中高層住宅地

中高層住宅地は，緑で覆われたゆとりあるオープンスペースや駐車場の確保された住宅地として保全します。

3) 商業系の土地利用方針

① 商業地

商業地は，地域の活性化と日常生活を支援する拠点として，利便性の高い商業集積を図ります。また，現在開発が進んでいる南芦屋浜地域の商業施設との連携を図るとともに，役割分担を明確にします。

② 住商共存地

住商共存地では，コンビニエンスストアや日用品を取り扱う店舗，医療施設，集会所など，今後も住宅地における生活利便施設としての充実に努めます。



浜地域 土地利用方針



| 凡例 | | | |
|----|--------|--|---------------|
| | 低層住宅地 | | 住商共存地 |
| | 中低層住宅地 | | 公益施設、学校等 |
| | 中高層住宅地 | | 都市計画公園緑地など |
| | 高層住宅地 | | その他の施設（業務施設等） |
| | 商業地 | | 幹線道路など |

図 5-2 浜地域の土地利用方針



(3) 都市施設整備の方針

1) 公共交通機関等の整備方針

浜地域内のバスの利用を向上させるために、関係機関と協議してバス停留所のシェルターやベンチの設置など、快適な公共交通環境づくりに努めます。また、平面的な地形を生かして自転車の利用を促進するとともに、安全な通行を確保するように努めます。

2) 道路施設の整備方針

中央緑道や宮川及び公園、豊かな植栽のある街路などを結び、地域に潤いをもたらす水と緑のネットワークを形成します。ネットワークとなる幹線道路では、緑化と歩行者空間の充実を図り、緑を楽しみながら歩ける快適な道づくりに心掛けます。また、地域全体がほぼ平坦地であるという利点を生かして、誰もが快適に散策やサイクリングを楽しめるような道づくりの工夫を検討します。

水と緑のネットワーク沿いでは、市民による積極的な緑化を進めるとともに、緑と触れ合うポイントとなる場所にベンチの設置などを検討し、快適な公共空間の形成を図ります。

3) 公園・緑地の整備方針

既存公園の改修時には、公園施設のユニバーサルデザイン化を推進します。

4) その他施設の整備方針

海浜公園プール、県立海洋体育館をはじめ、民間のテニスコートやスポーツクラブなど、スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を図るとともに、関係機関と協議して、すべての人がスポーツを楽しめるような機能充実を図ります。

(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

宮川の親水護岸や桜並木、芦屋キャナルパークは、家族連れや子供たちが水辺に親しめる安全な親水環境として活用を図ります。また、宮川は、人工的に整備された河川空間であるにもかかわらず、野鳥の飛来や生息が見られることから、動植物の生息空間に配慮した河川としても保全します。

(5) 都市景観形成の方針

1) 街並み保全のためのルールづくり

低層住宅地においては、良好な住環境と統一感のある美しい街並みなどが整った住宅地景観の保全を図るため、建築協定の更新や地区計画の導入等を図ります。

2) 住宅地景観の保全

緑の多い整った街並みなど、優れた住宅地景観の保全と育成を図ります。中高層住宅地においては、市民の協力により、敷地内の緑化や、壁面やベランダの緑化等を促進し、緑あふれる街並み景観の形成を図ります。



3) 都市美を形成するランドマーク

中高層集合住宅を中心とする地区は、北側の既成市街地から海側を眺望する場合の「見られる」都市景観を形成するとともに、都会的な都市美を兼ね備えています。特に、超高層集合住宅群は、本市全体の都市景観を形成するランドマーク的な存在であるため、建築物の改修時に、市民や関係機関と協働して景観検討やデザイン検討に取り組み、さらに優れた本市のランドマークとなるように努めます。

4) 海辺空間の景観形成

海岸の防潮堤や芦屋川河口は、海を身近に感じる貴重な空間として、芦屋川河口のわずかに残されている砂浜を保全していくとともに、さらに、積極的な活用を図ります。昔の海の面影を残しながらも、新しい「芦屋浜」の景観を創造するため、これら貴重な海辺環境を市民とともに恒久的に保全し、今後も海岸沿いにおける一体的な景観づくりに取り組みます。

(6) 都市防災の方針

阪神・淡路大震災による多大な被災を教訓として今後のまちづくりに生かし、道路緑化の推進や適所へのオープンスペースの充実など、災害に強い安全な市街地の形成を図ります。

(7) 福祉のまちづくり方針

高層住宅の大規模の修繕時においては、関係機関と連携して必要な機能改修やユニバーサルデザイン化を検討します。



浜地域 まちづくり方針図













| 凡 例 | | | |
|---|---|---|--------------------------------|
|  | 低層住宅地の住環境の保全 |  | 河川空間の自然環境保全と育成 |
|  | 海浜公園・芦屋中央公園の活用 |  | 南芦屋浜地域へのアクセスルート (自転車・歩行者交通) |
|  | 高層住宅群のデザイン検討 |  | 緑豊かな歩行者空間の形成 |
|  | 海浜回遊ゾーンの積極的活用 |  | 海辺空間の景観形成と環境整備 |
| |  | 集会所 | |
| |  | 学校 | |

図 5-3 浜地域のまちづくり方針



6 南芦屋浜地域のまちづくり方針

(1) 地域の現況、課題及び将来像



1) 南芦屋浜地域の現況と課題

■ 現況

阪神・淡路大震災後、県において平成8年1月に策定された「南芦屋浜地区土地利用基本計画」によって、開発面積125.6ha、計画戸数3,000戸、計画人口9,000人のまちづくりが進められています。北部地区では、平成10年3月に震災復興住宅のまち開きが行われ、南部地区においては、民間活力の導入を目的に、平成9年度に事業コンペを実施し、まちづくりが進められています。

南芦屋浜地域は、既成市街地である浜地域とは、打出浜線、芦屋浜線によって連絡しています。また、自転車及び歩行者については、宮川近くに自転車歩行者専用の「あゆみ橋」が架橋されており、自動車動線との分離がされています。地域北部を阪神高速5号湾岸線が東西に横断しており、当地域に連絡しています。

当地域では、平成22年現在、震災復興住宅等の中高層住宅、低層住宅地及びマリーナが整備され、南芦屋浜病院、生活利便施設が開業しています。また、マリーナ西側のセンター地区では、平成22年3月に地域住民の生活利便の向上のための商業施設が開設されています。

さらに地域の核であるマリーナや潮芦屋ビーチ(人工海浜)、潮芦屋緑地(港湾緑地)、芦屋市総合公園や都市緑地、街区公園の整備により、緑と潤いのあるウォーターフロントを生かしたまちづくりが進められています。

現在は、兵庫県企業庁が策定した「潮芦屋プラン*」をふまえながら、県、市及び民間が協力しつつ平成28年度完成を目指してまちづくりを進めています。

■課題

芦屋の品格ある洗練されたイメージを継承しながら、六甲山系の山並み、青い海等、恵まれた自然環境を生かした「戸建住宅」を中心とした豊かな自然と優れた居住環境を形成・維持することが求められています。

当地域は、新時代を投影した質の高い生活環境の創造を目指して、住宅、商業、文化、海洋性レクリエーション等の複合的機能を保持しながら、防災や福祉等にも配慮した快適で住みよいまちづくりを進めます。また、地球環境保全に地域として積極的に取り組み、地球規模で考え、地域で行動する、環境志向型のライフスタイルを育てる都市空間づくりを目指します。

【南芦屋浜地域の課題】

- ・ 関西でも有数の海洋性レクリエーション施設の活用と、新たな交流のための環境形成
- ・ 防災や福祉に配慮した、快適で住みよいまちづくり
- ・ 環境保全への積極的な取り組みと、水と緑あふれる都市空間の実現



2) 南芦屋浜地域の将来像

少子高齢社会の到来や価値観の多様化等，21世紀の成熟型社会にふさわしい多世代が交流・循環する活力あるまちづくりを目指し，安全，安心で魅力ある「人間サイズのまちづくり」に取り組みます。また，環境面においては，水と緑のネットワーク軸の発生拠点として潤いある緑あふれるまちづくりを進めるとともに，資源を消費するだけではなく再資源化，再利用化する自然環境に優しいまちづくりを目指します。

また，マリーナは，まちなかの標識，サイン等についても誰もが分かりやすいものを目指し，国際色豊かなまちづくりを進めます。

南芦屋浜地域の将来像

生活者の視点に立った

多世代循環型の交流とにぎわいのある地域

3つのまちづくり目標

海と緑を取り入れたレクリエーション環境の創造

市民に開かれたマリーナ，海の見えるプロムナード*や産業が集積する国際経済拠点地区*の整備充実等により新しい交流を広げます。「潮芦屋ビーチ(人工海浜)」，「芦屋市総合公園」，「芦屋キャナルパーク」，「親水公園」など自然と触れ合うレクリエーション環境やゆとりと潤いある住環境の形成を図ります。

人に優しく災害に強い新しいまちの創造

誰もが安全に行き来できるように，歩道，公園，護岸などの公共スペースや病院・商業等の公共施設ではユニバーサルデザイン化を進めます。また，バス路線には，関係機関と協議してノンステップバスを運行させます。震災の教訓を生かして防災施設を充実するなど，災害に強いまちづくりを進めます。

環境に優しいライフスタイルを育むまちづくり

太陽光発電などの新エネルギーの利用に取り組み，限りある資源を大切にす環境に優しいまちづくりを目指します。また，地域全体に水と緑があふれる庭園都市の実現に向けて，人と自然が共生するまちづくりを目指します。



3) 南芦屋浜地域の将来都市構造

南芦屋浜地域と浜地域を結ぶ潮風大橋、浜風大橋は、市域全体の交流に資する地域環状軸の南端部に位置付けられます。マリーナに面するセンター地区は、利便性の高い商業施設等を配置するとともに、新たな交流と地域の活力を生み出す地域核として位置付けられます。

芦屋キャナルパーク、南芦屋浜地域のマリーナと潮芦屋ビーチ(人工海浜)は、都市部に近接する貴重な海洋性レクリエーションゾーンとして、芦屋市総合公園は、市民の憩いとスポーツ・レクリエーションの拠点である「緑の拠点」として位置付けられます。

南芦屋浜地域を特色付けるその他の都市構造としては、以下のようなものが上げられます。

① 地域の骨格形成(まちの交通体系)

南芦屋浜地域へのアクセスは、浜風大橋(打出浜線)及び潮風大橋(芦屋浜線)、阪神高速5号湾岸線及び湾岸側道からとします。地域内の交通を円滑に処理するため、道路体系は、幹線道路、補助幹線道路から成るスーパーブロック*と、ブロック内の区画道路を基本とします。区画道路については、その地区に居住する市民の利便性に供するものとし、通過交通等の地区に関係のない車両を排除する工夫を検討します。

② 海を取り込んだ活気のある都市空間の創造(まちのゾーニング)

まちの中央部を東西に貫く水路を配置した親水公園・親水緑地を設置します。また、ヨットハーバーを配置したマリーナの周辺部は、フリーゾーン、マリーナ、センター施設、商業・文化交流施設等によって構成されるにぎわいゾーンとして位置付けます。

このほか、住宅ゾーン、都市機能・業務ゾーン、公園・緑地ゾーンをにぎわいゾーン周辺に配置します。

③ 既成市街地に不足している公共施設の整備

既成市街地では用地確保が難しい大規模な公園や緑地、スポーツ・レクリエーション施設等を当地域に集積します。また、芦屋市総合公園・潮芦屋緑地(港湾緑地)・親水公園・潮芦屋ビーチ(人工海浜)・南緑地などの公園・緑地を、芦屋キャナルパークと一体化させることによって、阪神間でも屈指の多自然環境保全型のスポーツ・レクリエーションゾーンを形成し、市内及び広域での積極的な活用を図ります。



南芦屋浜地域 将来都市構造図

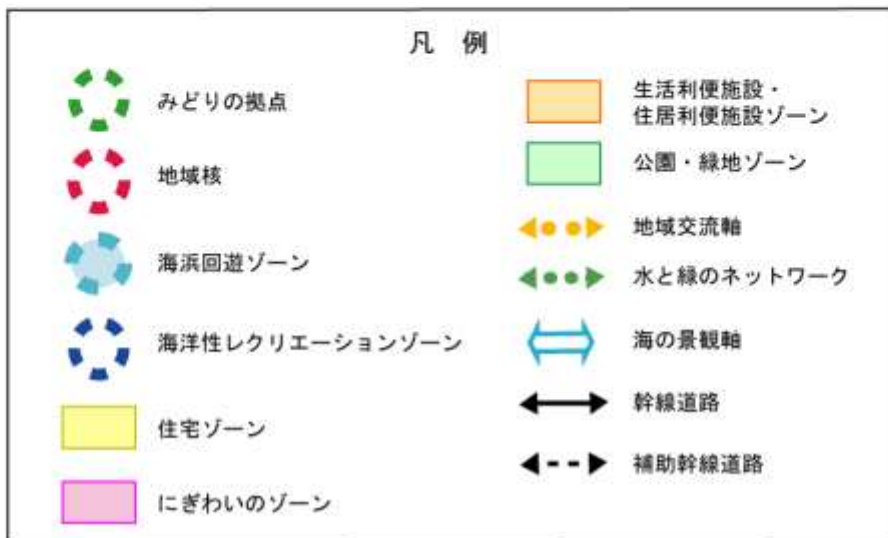


図 6-1 南芦屋浜地域の将来都市構造



(2) 土地利用の方針

1) 土地利用の配置方針

芦屋らしい景観に配慮した街並みを形成するために、まちの中心部に親水公園を配置し、緑豊かな環境を整備します。また、良好な住環境を提供する魅力的な住宅地として親水公園を境にして南北に大規模な低層住宅地を配置します。マリーナを中心として陽光町から海洋町中心部は、県営・市営の災害復興住宅地を含む中高層住宅地とします。また、マリーナ用地西側に商業地を、中高層住宅地北側に生活利便施設用地・住居利便施設用地などを配置します。

人間サイズのまちづくり「潮芦屋プラン」に沿った、計画的な土地利用と機能導入を図るとともに、市民及び関係機関との協働により、水と緑あふれるまちづくりを進めます。

2) 住宅系の土地利用方針

芦屋らしい質の高い住宅を供給するために、南芦屋浜地域では低層を中心としながらも、中層・高層の集合住宅を配置したバランスの良い住宅地を形成します。また、既成市街地の不足する公共施設を補うとともに、優れた住環境を創出するために、十分な面積の公園・緑地を配置して、ゆとりある緑豊かな都市空間を創造します。

また、生涯住み続けたいと思えるように、多様な住宅様式とライフスタイルを提供することで、新たな芦屋の魅力ある空間を創出します。

① 低層住宅地

低層戸建住宅を中心とした開発を進めます。また、ウォーターフロントの立地特性を生かし、水と緑豊かな居住環境を形成するとともに、住宅については、道路境界から十分なセットバックを行い、緑豊かなオープン外構とします。

また、係留施設付住宅地は、マリーナと調和した親水性の高い住宅地として整備を図ります。

② 中高層住宅地

中高層住宅地に建設する集合住宅については、道路境界から十分なセットバックを行い、そのセットバックした部分を緑地とします。

3) 商業系の土地利用方針

① 商業地

商業地のうち、係留施設付住宅地の北側にある海洋町のマリーナの西側地区を「センターゾーン」とし、スーパーマーケット、レストラン、レジャーショップ等を誘致し、陽光町の復興住宅北側周辺には、生活に必要な店舗や専門的な商品を扱う生活利便施設等を配置します。また、ウェディング施設、スパ、フィットネス等の整備・誘致により、阪神間随一のシティリゾートの形成を図るとともに、楽しく歩いてショッピングができるように、緑豊かな、ネットワークされた歩行空間(緑道等)を整備します。



② マリーナ・フリーゾーン用地

海浜性レクリエーションゾーンとしてマリーナが整備されることに伴い、カフェやレストラン、物品販売店などマリーナ関連施設のための用地として活用します。都市部に近接する貴重な海洋性レクリエーションの場として、ホテル等にぎわいとなる施設の誘致により、海を取り込んだ活気のある都市空間の形成を目指します。

また、災害時には隣接する耐震構造の護岸を活用できる様、防災機能整備を図ります。

③ 生活利便施設用地・住居利便施設用地など

周辺地区の住環境に配慮し、南芦屋浜地域のまちづくりにふさわしい業務施設、医療施設及び生活利便施設等を配置します。



南芦屋浜地域 土地利用方針図



| 凡 例 | |
|-----|---------------------|
| | 低層住宅地 |
| | 中層住宅地 |
| | 中高層住宅地 |
| | 高層住宅地 |
| | 保留施設付住宅地 |
| | 商業地 |
| | マリーナ・フリーゾーン用地 |
| | 公共施設など |
| | 生活利便施設用地・住居利便施設用地など |
| | 都市計画公園緑地など |
| | 潮芦屋ビーチ（人工海浜） |
| | 幹線道路など |

図 6-2 南芦屋浜地域の土地利用方針



(3) 都市施設整備の方針

1) 公共交通機関等の整備方針

市民の通学・通勤等の利便性を確保するため、開発の進捗状況や利用者ニーズに応じて、バスの利便性を向上させるように関係機関と協議します。また、ノンステップバスの導入に併せてバス停留所等の交通施設のユニバーサルデザイン化を、関係機関の協力の下に促進します。

2) 駐車場等の整備方針

芦屋市総合公園及び潮芦屋ビーチ(人工海浜)及び海釣りの利用者ニーズに応えられるように、関係機関の協力により、海洋性レクリエーションゾーン周辺に駐車場や駐輪場等を計画的に配置します。

3) 道路施設整備方針

① 地区幹線道路

南芦屋浜地域には、陽光海洋線や涼風緑地線などの十分な幅員と両側に歩道を設置した地域幹線道路を配置し、水と緑のネットワークを強化します。整備に当たっては、住環境に配慮した、緑あふれる人に優しい街路空間を形成します。

② 区画道路

区画道路に関しては、地区に不必要な通過交通を排除することにより、閑静な住環境を創出します。また、親水公園や緑地などを利用して、自動車交通と歩行者動線の分離を図ります。整備に当たっては、車椅子で地域内を回遊できるように配慮し、歩行者道のユニバーサルデザイン化を図ります。

4) 公園・緑地の整備方針

南芦屋浜地域内には、計画的に配置された公園・緑地の整備を促進し、芦屋らしい緑豊かな住環境を創出します。

現在、陽光緑地、陽光公園、芦屋市総合公園、親水中央公園、親水西公園、親水緑地、南浜公園、潮芦屋ビーチ(人工海浜)、潮芦屋緑地(港湾緑地)が整備され、今後も計画的に南緑地、海洋緑道その他街区公園等の整備を行い、緑豊かな住環境を創出します。

5) 下水道の整備方針

南芦屋浜地域の下水道を住宅地開発に併せて計画的に整備します。

なお、高度処理水については、貴重な水資源として、かん水や親水公園水路用水として有効活用を図ります。

6) 河川・水路・運河の整備方針

水と緑を通して、親水公園やマリナー、潮芦屋ビーチ(人工海浜)の有機的な連携を図ります。週末、多くの市民が海洋性レクリエーションゾーンを楽しめるようにユニバーサルデザインによる整備を進めます。



(4) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

水循環型の都市システムづくりを図るため、透水性舗装^{*}の普及や下水処理水の再利用などを検討します。特に、当地域において立地する高度処理対応の下水処理施設では、都市に潤いと安らぎを与える処理水の再利用を図ります。加えて、アメニティ豊かな水と緑の環境づくりに取り組みます。

潮芦屋ビーチ(人工海浜)などでは海洋生物の生息可能な環境を創造・保全し、子供たちが豊かな人間性を育めるよう、磯辺の生物採取と自然観察の場の創出を図ります。

省資源・省エネルギー、自然との調和などを総合的に組み込んだ環境共生住宅^{*}の立地を促進するとともに、公益施設における環境低負荷型建築物^{*}の導入を積極的に検討します。また、太陽光発電などの新エネルギーの利用に取り組みます。公共交通においては、関係機関と協議しCNG車(天然ガス車)等の導入を促進します。

(5) 都市景観形成の方針

1) 芦屋らしいまちを楽しむ景観の形成

水をまちのテーマと考え、できるだけ多くの場所から水が魅力的に見えるまちづくりを行います。

また、水や緑の配置・建物の外観・意匠・広場の舗装など、その取り合わせと変化を工夫することにより、回遊や移動による視界の広さ、方向、対象に変化が起こり、楽しい空間を生み出すことに努めます。

海上から見た景観についても配慮し、まちを個性的に見せる地域のランドマークとなるような建物の形を工夫するとともに、市民との協働によるまちの緑化を進め、緑におおわれた統一感のある庭園都市としてのイメージを持つまちづくりを推進します。

2) 景観形成方針に沿ったまちづくり

当地域については、市全域に指定されている景観地区に加え、都市景観条例に基づく「景観形成地区」に指定されています。今後も引き続き市民との協力のもと、緑ゆたかな美しい芦屋の景観づくりを進めます。

また、六甲山系となじむスカイライン(建物の高さ等の統一、住棟間からの眺望)や水辺を意識した夜景の演出、季節による風景変化(水面に映る夜景や自然環境との共生など)の創出を図ります。

具体的には、街並みに併せた照明デザイン、全域での電線類の地中化、傾斜屋根の採用、屋上緑化・壁面緑化の推進、外壁の色彩などを詳細に指導します。中高層の建物については海や北側を走る阪神高速5号湾岸線からの景観に配慮するとともに、住棟間隔を十分に確保し、南北軸及び東西軸から見通しが利くように助言・指導を行います。

(6) 市街地及び住宅地整備の方針

当地域においては、国際文化住宅都市にふさわしい、高品質な住環境、文化的香気及び国際性あふれるまちづくりを目指します。また、芦屋の持つイメージを一層発展させ、緑豊かで、落ち着いた中に風格のあるまちづくりを行います。さらに、当地域全体を緑に包まれた清流が流れる潤いのある庭園都市として整備します。

今後の情報化社会に対応するため、情報基盤網の整備を計画的に図るとともに、まちの魅力が多様な人々の交流を産み出し、地域における情報発信・集積ができるまちづくりを行います。



人口の社会移動減や、少子高齢社会を踏まえて、一世帯当り家族数の減少、高齢世帯の増加などに
対応した住宅及び住環境を整備するとともに、積極的に新たなファミリー層や若年層が住める活気と
にぎわいのあるまちづくりを目指します。

(7) 都市防災の方針

災害時に地域の災害対策拠点となる芦屋市総合公園は、広域避難場所としての機能充実を図ると
ともに、防災機能を備えたシステムの構築を図ります。

都市活動にとって欠かすことのできないライフラインの安全性と信頼性を確保するために、市街地
整備に当たっては、電線類の地中化を行うとともに、地下埋設物の配管類については耐震性の材料を
使用し、災害に強い供給システムを構築します。

防災拠点となるオープンスペースと街路をネットワークする、親水公園や緑道を結ぶ防災避難動線
を確保し、安全なまちづくりを行います。

大型船舶の停泊に対応できる耐震護岸が整備されているフリーゾーンでは、この一部を災害時の救
援物資集積拠点として位置付け、海からの物資輸送に対応できるよう、関係機関との協力のもと、ス
トックヤードやアクセス道路等の施設整備、管理体制の構築を図ります。

(8) 福祉のまちづくり方針

子供や高齢者がまちを散策して楽しめるように、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進
めます。当地域は今後も多様な住宅や業務施設の整備、ノンステップバスの導入等を進めることから、
次世代を見越したユニバーサルデザインのまちとして、安心して快適なまちづくりに取り組みます。



南芦屋浜地域 まちづくり方針図



| 凡 例 | |
|-----|----------------------------|
| | 低層住宅地の整備 |
| | 中高層住宅地の整備 |
| | 公園・緑地等の整備 |
| | マリーナコンプレックスの形成 |
| | 高齢社会に対応した住宅地 |
| | 災害時の救援物資集積拠点の整備及びフリーゾーンの活用 |
| | 生活利便施設・住居利便施設立地の誘導 |
| | 海浜回遊ゾーンの積極的活用 |
| | 人工海浜の自然環境保全 |
| | 商業・文化・交流施設等の立地誘導による地域拠点づくり |
| | 浜地域へのアクセスルート(自動車) |
| | 浜地域へのアクセスルート(歩行者・自転車) |
| | 水と緑豊かな歩行者空間の形成 |

図 6-3 南芦屋浜地域のまちづくり方針図

用語の説明

●ア行

芦屋国際文化住宅都市建設法

昭和 25 年に国会で可決され、住民投票を経て公布された法律。芦屋市を国際文化住宅都市として外国人の居住にも適するように建設し、外客の誘致と定住を図り、国際文化の向上と経済復興を目的としている。現在の総合計画の理念の基礎となっている。昭和 26 年 3 月 3 日法律第 8 号。

芦屋市住みよいまちづくり条例

この条例は、市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成について、基本となる事項その他必要な事項を定め、市、宅地開発事業者等、建築主等及び市民の責務を明らかにすることによって、住みよいまちの実現に資することを目的とする。平成 12 年 5 月 1 日施行。

芦屋庭園都市宣言

芦屋は、山・川・海に恵まれた自然環境のもと、文化性にあふれたまちとして発展してきた。この歴史あるまちの美しいまちづくりをさらに進めて、世界中の人々が一度は芦屋を訪れてみたいと思うまちを目指すため、「芦屋庭園都市」を宣言する。平成 16 年 1 月 1 日宣言。

芦屋庭園都市アクションプログラム

芦屋庭園都市宣言に基づく取り組みとして市と市民が協働して行なう事業。市民とのワークショップによって五つのプログラムが提案された。

芦屋ブランド

芦屋市の山と海に囲まれた緑豊かな優れた住環境から生まれる個性あるまちづくりや魅力、芸術や文化、ライフスタイルのこと。

アイデンティティ

明確な存在意識。主体性。都市の個性や特徴を醸

し出すことによって、都市の存在意義を示すこと。

アイドリングストップ運動

光化学スモッグや酸性雨の原因となる NOx（窒素酸化物）の排出量のうち、自動車の排出ガスが占める割合は約 60% に上るため、兵庫県では「環境の保全と創造に関する条例」によって、自動車の不必要なアイドリングを禁止するとともに、悪質なアイドリング放置については、罰則規定を設けている。

アクセシビリティ

接近性。交通機関や道路等の整備による、ある地点から目的地までの移動利便性や効率性をさす。

芦屋市都市景観条例

この条例は、芦屋市の景観の形成に関する必要な事項を定め、緑ゆたかな美しいまちづくりの実現を図ることを目的とする。この条例によって、建築物を含む良好な景観の形成及び保全を行うとともに、屋外広告物、大規模建築物等の審査等を行う。平成 8 年 10 月 1 日施行。

芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

市政に対する市民の参画を推進するため、パブリックコメント等の手法などを定め、協働の拠点と市民活動等への支援を盛り込み、市民及び市が協働による住みよいまちづくりを目的として制定された条例。平成 19 年 4 月 1 日施行。

アドプト事業

「アドプト」とは、「養子にする」という意味で、行政と市民や市民団体との間で公園や道路を養子縁組し、市民団体の皆さんに維持管理していただく制度のこと。

アメニティ

生活環境や職場環境などの快適性。居住性が良いこと。快適で魅力ある都市生活環境。環境意識の高まりとともに、人々を取り巻く環境について、汚染されていないだけでは不十分であり、より快適で、



感覚的にも「清々しくて気持ちよい」と感じられる都市環境が求められている。都市アメニティ。

雨水浸透樹

雨水を地中へ浸透させるため、ますの底面に碎石を充填するなどして、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養や湧水の保全にも効果がある。

雨水透水管

雨水を地中へ浸透させるため、雨水配管の周囲に孔を開け、その周りに碎石を充填するなどして、集水した雨水を地中に浸透させる。雨水の流出を抑制するとともに、地下水のかん養や湧水の保全にも効果がある。

ウォーターフロント

海・川・湖などに面する水際の地帯。従来、倉庫業や港湾施設が占めていたウォーターフロントを、水に接せられる都市部に残された貴重なアメニティの場として、ショッピングモールや居住地等に転用し活用されている。

エコ・ライフ・ミュージアム

人と環境とのすこやかな関わりを重視したまちづくりのこと。（芦屋市環境基本計画）

NPO (Non Profit Organization)

民間非営利組織の略。市民によるまちづくりや高齢者支援、災害ボランティア活動や自然環境保護団体など様々な分野で活動する組織がある。

オープンスペース

公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称していう。

●力行

海洋性レクリエーション

海浜や河口において、海水浴やヨット、ボート等のスポーツや、海辺の散策など、水に親しみ、豊かな自然とのふれあいを興ずるレクリエーション。

開発行為

開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

環境共生住宅

地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、「地球環境の保全」、「周辺環境との親和性」、「居住環境の健康・快適性」の3つの要件を満たす住宅。企画・設計、材料調達、建築、使用、営繕、廃棄などの各段階における環境負荷を最小限に抑えるため、自然エネルギーの活用、有害物質を含まずリサイクル可能な建材の使用、周囲の自然環境や景観と調和した設計・デザインの採用などが求められる。

環境低負荷型建築物

地球温暖化、公共用水域の保全、ゴミ問題等に取り組むための、環境に対する負荷の小さい建築物。具体的には、省エネルギー性能の高い断熱建材を使用する方法や、節水型設備や高性能浄化槽等、汚濁負荷低減のための処置が施されている建築物。

環境基準

環境基本法に示された騒音基準。住居系で昼間55デシベル、夜間45デシベル。

環境ロードプライジング

料金に格差を設けることで、住宅地域から環境影響の少ない湾岸部などに大型車を中心とした車両を誘導すること。住宅地域への交通の集中による交通渋滞や大気汚染などを緩和して、沿道環境を改善することを目的とする。



協働

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」において、「協働」は「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定されていることから、本マスタープランはこの規定に基づき用いている。

近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年）」に基づいて指定される。既成市街地等の近郊にあって、良好な自然の環境を有する緑地を保全することによって得られる住民の健全な生活環境の確保等の効果が著しい区域で、当該区域内における宅地の造成や木竹の伐採などの一定の行為については知事に届出が必要。

旧山邑邸

20世紀最大の建築家、フランクロイドライト（FRANK LLOYD WRIGHT）設計の日本国内での代表的住宅建造物。この住宅は、大正年間ライトが帝国ホテル建設の目的で来日したとき設計したもの。1918年（大正7年）に、山邑家の別邸として設計されたが、ライトが滞在中には工事はおこなわれなかった。ライトが帰国後、彼の高弟、遠藤新や南信らによって建設された。棟札によると大正13年2月11日（1924年）に上棟式がおこなわれた。

帝国ホテルが有名であり過ぎたためか、ライトのわが国での住宅設計業績は従来疎んじられてきたが、わが国での12件の業績の半数に当たる6件は、住宅であった。現在、創建時の姿を留めているのは、この山邑邸のみであり、それだけに住宅作家としてのライトの作品を、体験的に理解することのできる唯一の遺構ということになる。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成の

ための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

景観計画区域

景観計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物等の形態又は色彩その他の意匠（形態意匠）に関する変更命令を出すことができる。

景観地区

市町村は、市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に、建築物の形態意匠の制限等を定める景観地区を定めることができる。

景観地区内で建築物の建築等をしようとする者は、当該建築物の形態意匠が景観地区の都市計画で定める建築物の形態意匠の制限に適合することについて市町村長の認定を受けなければならない。平成21年7月に市全域を景観地区に指定している。

下水道

下水道は、家庭や工場から出る污水を集めて、きれいにして海や川に放流することによって環境を守り、悪臭や害虫、伝染病などの発生を防ぐほか、雨水を集めて流し、まちを浸水から守るなど、日常生活を行う上で重要な都市施設。

建築協定

市町村の区域の一部について、建築基準法に基づき関係権利者が合意の下に建築物の敷地・構造・用途・形態・意匠などについて定める協定。

建築デザインのコントロール

都市美創出のため、建築物のデザインを誘導すること。地区特性や眺望のポイント、道路パターン、建築の意匠や色彩を検討するなど、基本的景観パターンの調査・研究を進めて、それを基にして、地区の都市デザインをコントロールして景観形成を図る。



公園の種類

①街区公園：都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として住区内に居住する者が容易に利用できる距離に配置する公園。面積 0.25ha を標準として配置する。②近隣公園：都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。小学校区を中心とする人口 8 千人から 1 万人程度の住区を一近隣住区として、一住区当たり 1 箇所とする。近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積 2ha を標準として配置する。③総合公園：主に一つの市町の区域内の市民が休息、散歩、レクリエーション、スポーツなどで利用するための公園。面積 10ha 以上を標準として配置する。

公共事業コスト縮減施策

競争性が乏しく、諸外国と比較して高コストな公共工事の工事費縮減のために、設計段階で 6%、工事で 4% 経費を縮減するために計画されたもの。

高度化

建築物の高層化。「高度化の抑制」とは、建築物の高さの最高限度を抑制する意味。

国際経済拠点地区

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）南芦屋浜地区計画で定めた地区のうち、規則で定める地区であって、産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成 14 年兵庫県条例第 20 号）第 5 条第 3 項の規定により兵庫県知事が指定する地区をいう。

コミュニティ道路

植栽、車止め、ハンプ、カラー舗装等によって、ドライバーがスピードを緩めてしまう構造にし、いわゆる「歩車共存道路」として整備する道路。歩行者優先の道路とすることによって、交通事故を防止するとともに、地区内に不要な通過交通を抑制する。

●サ行

サギスゲ

湿原に生えるカヤツリグサ科の多年草。植物体は地下に細く長い根茎があり、2~3 枚の針状葉を付け、草丈は 20~30cm、まばらに生えて全体として群生する。春早く、株から 1 本の花茎を立て、先端に 2~5 個程の小穂をつけて花が咲く。白い綿毛の塊が青田の遠くに白鷺の立つ姿にも見えて、時に美しい。国内では中部以北、北海道に分布している。

潮芦屋ビーチ（人工海浜）

かつて、その美しさを「白砂青松」とうたわれた芦屋浜。そして、場所を遠く南に移したものの、南芦屋浜の南西端に、人工海浜として『潮芦屋ビーチ』が平成 15 年春に誕生した。夏には、水遊びに興じる家族連れやビーチバレーを楽しむ若者らでにぎわい、今では市民の憩いの場として定着している。扇状に広がる砂浜は、長さ約 400 メートル、広さは甲子園球場の約 3 倍。その東端には、磯浜が設けられ、干潮時になると貝やカニ、ヤドカリなどが、子供たちの歓声を誘っている。

潮芦屋プラン

平成 12 年 12 月、兵庫県企業庁において、兵庫県「まちづくり基本条例」の基本理念を踏まえ、少子・高齢化に対応した、安全、安心で、魅力ある人間サイズのまちづくりに取り組むための整備戦略プランとして「南芦屋浜プラン」を策定した。また、平成 15 年 3 月には地域の愛称が公募され、柔らかく優雅な響きのある海水を意味する「潮」と全国的にブランド力のある「芦屋」をあわせて「潮芦屋」に決定した。平成 19 年 3 月に時点修正が行われ現在の名称となった。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。



市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、原則として用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設は定めないものとされている。

市街地開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業（土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業の6事業）。

市民

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」において、「市民」は「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体という。」と規定されていることから、本マスタープランはこの規定に基づき用いている。

シェルター

バス停留所などに付加する小さな屋根。

人口集中地区(D I D)

わが国の国勢調査で昭和35年以降用いられている概念で、人口密度が4,000人/km²以上の調査区が互いに隣接して、その人口が5,000人以上となっている地区をいう。

人口フレーム

市街化区域の規模は、都市計画区域のおおむね10年後の人口及び産業の見通しに基づき必要な居住用地等の必要面積を想定して定める。この市街地人口の目標値を人口フレームという。

シンボルロード

都市や地方の顔となる街路。駅前通や歴史の古い商店街などが多い。シンボルロードに中央公園を配置し、街路樹や沿道建築物の景観を配慮するなど、

デザインコントロールした街路が多い。

ストリートファニチャー

街頭を彩る家具という意味で、道路や歩道に設けるベンチや街路灯、車止めなど。都市景観に資するように彫刻やデザインされたもの。

スカイライン

一般に、山・建物など地上部分が空と画する輪郭線をいうが、都市景観を構成する要素としては、都市の建築物群がシルエット的に形成する線を指す。スカイラインを整えることによって、都市の街並みを調和させ、都市景観を優れたものとする。

スーパーブロック

大規模街区のこと。大規模な街区形成によるまちづくりを進めることで土地の高度利用が図れるほか、敷地内に一定の空地が確保でき、市街地の都市環境整備に効果がある。

成熟したまちづくり

都市施設がほぼ整備され、落ち着きと活力、文化と個性ある豊かさを目指すまちづくりのこと。

成熟住宅地

戦後建設された郊外型住宅地の多くが均一な家族形態等を反映して、現在ほぼ同時に高齢化といった課題を持つに至っている。こうした住宅地は「老朽化」した住宅地といえる。一方で、既成市街地において、年月を積み重ねて成長や成熟を続けている住宅地がある。これらの住宅地では、社会基盤を良好に維持しつつ、世代交代を積み重ねながら、コミュニティ活動の蓄積や文化活動等の展開によって、熟成した新しさを醸し出している。これらの住宅地を成熟住宅地という。

整備、開発及び保全の方針

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画として、都市計画区域ごとに定める方針。その内容は、①都市計画の目標②土地利用の方針③市街地の



開発及び再開発の方針④交通体系の整備方針⑤自然環境の保全及び公共空地系統の整備の方針⑥下水道及び河川の整備方針⑦その他の公共施設の整備方針を定めるものとされている。さらに、都市計画区域の特性に応じて、①市街地整備プログラム②公害防止または環境の改善の方針③都市防災に関する方針④住宅建設の方針を定めることとしている。

親水公園

河川や海岸、池や湖などの水辺をテーマとして、意図的に水に親しむことを趣旨とした公園をいう。

●夕行

第4次芦屋市総合計画

将来の芦屋のまちが、「自然とみどりの中で絆（きずな）を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」であることを目指して、平成21年度から公募市民47人で構成する市民会議を実施し、“私たちの計画”として市民と行政との協働で作成している。計画期間は平成23年度から32年度まで。平成22年12月策定。

第3次芦屋市総合計画

芦屋国際文化住宅都市建設法の理念を基調とし、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市民と行政との協働の基に、個性豊かで都市的魅力にあふれた「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」の実現を目指すことを、まちづくりの将来像にすえている。平成13年3月策定。

地球温暖化

地球の温暖化は二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度の上昇や二酸化炭素の吸収源である森林の減少などによって進むものと考えられている。防止にあたっては、温室効果ガスの削減や森林の保全などが必要であり、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑制が最大の課題となっている。

地車（だんじり）

祭礼の山車（だし）のこと。三條、芦屋神社（山之町・西之町・精道）と打出天神社の五台の地車がある。江戸時代より曳き始めており、歴史は古い。10月の秋祭りで曳かれる。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等）を定める制度。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。

低騒音舗装

排水性舗装などのように、空隙が多い舗装を活用することによって、路面とタイヤで発生する走行音が拡散され、騒音低下効果のある舗装。

低未利用地

有効な用途であるにもかかわらず活用されていない土地や、空閑地のまま存在している状態の土地。

TDM（交通需要マネジメント：Traffic Demand Management）

道路渋滞、排気ガス問題等に対応し、時差出勤、車の相乗り、パーク・アンド・ライド、効率的な物流システムなどにより、自動車交通量の削減や交通量の一時的集中を解消することで、道路交通を管理すること。

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。主に、都市部の歩道に利用されることが多い。地下水のかん養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。

透水性舗装と排水性舗装の違い

透水性舗装は、雨水を積極的に地中に浸透させることを目的とした舗装。構造は、透水性舗装材等



(表層)の下に浸透層を設ける。水をそのまま地下に浸透させるため、設計許容量を超えた豪雨時などに起こる下水や河川の氾濫の防止や植生・地中生態の改善、地下水のかん養等の効果がある。

排水性舗装とは、排水を目的にした舗装で、高機能舗装との名で高速道路や幹線道路等の車道で採用されている。構造は、粗くしたアスファルトや排水性舗装材等(表層)の下に遮水層(不透層)を設けて、路面に滞留する雨水を積極的に道路の両側にある側溝等の排水構造物へ排水する舗装。走行車両による水はねや水しぶきの緩和による視認性の向上、ハイドロブレーニング現象の緩和や、路面とタイヤで発生する走行音が拡散されることによる低騒音効果もある。

道路の種類

①自動車専用道路：阪神高速道路などのように自動車だけが通行できる道路、②主要（広域）幹線道路：都市拠点間を結ぶ道路、③都市（地域）幹線道路：各地区または、主要な施設の間を結ぶ道路、④補助（地区）幹線道路：主要幹線道路や都市幹線道路で囲まれた区域内で発生、集中する交通を受け持つ道路、⑤区画道路：街区内に発生、集中する交通を受け持つ道路。

特別景観地区

より良好な景観の創造を図ることが必要な場所について、市全域の景観地区（H21.7.1 指定）とは別に指定された景観地区。芦屋川沿岸の景観を守るため、平成 22 年 11 月 1 日に「芦屋川南特別景観地区」を指定している。

特別緑地保全地区

無秩序な市街地の広がりを防いでいる緑地、歴史的・文化的な価値のある緑地、動植物を育む緑地。これらを残していく事を目的とした地区。

都市施設

道路、公園等、都市の骨格を形成し、円滑な都市

活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

都市計画区域

都市計画を策定する場ともいべき区域で、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の範囲をいう。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。昭和 44 年 6 月 3 日、法第 38 号。

●ナ行

人間サイズ

自動車中心の都市計画から脱却し、人の行動範囲に着目し、人間が快適に移動できる距離に身近な施設や利便性を考えた工夫を行うこと。

人間サイズのまちづくり「南芦屋浜プラン」

生活者の視点に立った、安全に安心して暮らすことのできる、魅力あるまちづくりを目指して、県民、行政及び事業者のパートナーシップのもとに進めるまちづくり。兵庫県では平成 11 年に全国で先駆けて住民とのパートナーシップのもと、安全に安心して暮らすことのできる、魅力ある「人間サイズのまちづくり」に取り組むことを基本理念とした「まちづくり基本条例」を制定した。潮芦屋（南芦屋浜）は「人間サイズのまちづくり」のモデル地区に選定されており、平成 12 年にこの基本理念に基づいたまちづくりを先導的に進めるために「南芦屋浜プラン」を策定した。

ネットワーク

本計画では、例えば道路や都市施設のつながり、



あるいは都市施設間の連携網といった意味での使用としている。ネットの本来の意味は「網」で、縦横に張り巡らされたものを表している。

ノーマイカーデー運動

兵庫県では、毎月20日をノーマイカーデーとして、自動車利用の自粛を広く呼びかけるとともに、事業所へのマイカー通勤の自粛等を要請している。

ノンステップバス

高齢者等が乗降しやすいバスとして開発されたもので、在来型で85cmある車両の床面の高さを35cmと低くして、ステップをなくし直接車内に乗降できる構造となっているバス。

●ハ行

バッファゾーン

自動車の通行などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる影響を緩和し、後背地の居住環境を保全するために、道路に沿って配置された緑地や防音壁などの工作物

パーク・アンド・ライド

最寄り駅まで自動車で行き駐車し、そこで電車などの交通機関に乗り継ぐ交通方式をいう。これによりマイカーの都心流入の抑制につながり、交通渋滞の解消や電車などの利用者の増加及び地球温暖化防止などにつながる。

パートナーシップ

ある関係を構成する各主体が自らの責任と役割を自覚し、お互いの立場を尊重し合いながら、共通の課題に取り組む友好的な関係や協働。

バリアフリー

高齢者や障害のある人の行動・生活上の物理的・精神的障害を取り除いた環境。階段などの段差の解消、トイレの手摺の設置など。

阪神間都市計画区域

本市が阪神間の連続した市街地に位置していることから、用途地域においては広域的な阪神間都市計画として兵庫県が定めており、その区域のこと。

阪神間都市計画の関係市町は、芦屋市・西宮市・尼崎市・伊丹市・川西市・三田市・宝塚市・猪名川町の7市1町。

ハンブ

自動車の走行速度を減速させるために道路に平面的に設けたふくらみ。

ヒートアイランド現象

人工物で覆われた都市部などで、日中に蓄えた日射熱の放出により夜間も気温が下がらない現象。等温線が島状になることからこう呼ばれる。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような生態学的にみても良好な環境空間の創造。池沼、湿地、草地、雑木林など、植物・昆虫類・両生類・ほ乳類などの動植物の生息空間のこと。「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Tope とを合成したドイツ語。

光触媒技術

酸化チタンを配合した塗料や舗装材は、太陽光によって、オゾンが発生させる。この特性を活用し、自動車から排出された排気ガス（NO_x）と反応させて安全な物質、NO₂に分解させる技術。なお、NO₂は空気より重いため、地下に浸透し、植栽の生育に必要な窒素酸化物として植物に吸収される。

保安林

森林法に基づいて、水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備などの目的を達成するために指定する森林で、都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採できないなどの取り決めがある。

風致地区

都市の風致（丘陵、樹林、水辺等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境のこと。）を維持するため、都市計画法の規定に基づき、都道府県知事が都市計画に定める地域地区。但し、10ha未満は市町村決定。当該地区内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事の許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に適合しないものについては不許可とされる。

福祉のまちづくり条例

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務であるため、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、こころ豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害のある人を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していくために制定された条例。平成4年10月9日施行。

プロムナード

歩行者用の公共空間で、散歩、回遊することができる空間。「遊歩廊」。

歩行者優先道路

車両の進入を規制し、また走行速度の制限を強化することにより、歩行者の安全を確保した道路。

ポケットパーク

僅かなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。また、最近では、密集した住宅地の中に設けられた小公園を指す場合もある。都市部のオープンスペースの少ない地域では、魅力的なくつろぎの空間となる。

●マ行

まちづくり

本マスタープランにおいては、第4次芦屋市総合計画における定義を踏まえて、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切にする暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこと。また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人一人の行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体をいう。

マリーナ

マリーナは、防波堤等によって確保した波の穏やかな水域に、ヨットやクルーザーなどの保管施設を備えるとともに、陸上には、艇庫や修理工場、クラブハウス、駐車場等の施設を有する複合施設をいう。

マリーナ・コンプレックス

マリーナを中心として、商業施設や業務施設などの複合施設が一体となった地区。

水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川や海辺などの水辺環境の回復を進めることにより、水と緑を面的かつ線的に関連づけ、潤いのある環境づくりを図ることをいう。

緑の基本計画

まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。都市緑地保全法に基づく。

緑の保全地区

まちの美観風致上その緑の環境を特に保全するこ



とが必要な区域で、「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内での木竹の伐採や宅地造成などは市長に届け出る必要があり、市長はそれに対して指導や勧告を行うことができる。芦屋市では、現段階での区域指定は行われていない。

緑のリサイクル

毎年公園や街路樹から発生する剪定枝などを細かく破碎し、良質な土壌改良材やマルチング(被覆)材として再利用すること。

緑ゆたかな美しいまちづくり条例

この条例は、緑のまちづくり・清潔なまちづくり・住みよいまちづくりを進めるために制定された。昭和48年施行、平成11年3月19日全部改正。

●ヤ行

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

子供や高齢者、障害のある人から健常者まで誰でもが、まちづくりや商品のデザインに関し、利用可能なデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。

用途地域

都市計画法で定められている地域地区で、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途及び容積などにより規制する制度。用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域など12種類の地域がある。

●ラ行

ライフサイクルコスト

施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処

分までにかかる生涯費用。建設コストが安価でも、維持管理費に費やす費用が高ければ、ライフサイクルコストが優れているとはいえない。

ライフサイクル二酸化炭素排出量 (LCCO²)

ライフサイクルCO²は、ライフサイクルコストと同様の考えで、建設、運用管理、廃棄処分までに排出される生涯二酸化炭素量。

ライフスタイル

生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択及び社会のかかわり方まで含む、広い意味での生き方。

ライフライン

都市生活の維持に必要な不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などを総称する。多く、地震対策との関連で取り上げられる。

ランドマーク (Landmark)

都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。

緑化推進地区

市民の生活環境及びまちの美感上緑化の推進を図ることが必要な区域で、「芦屋市緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づいて市長が指定する。区域内では積極的に緑化を推進することが規定されている。芦屋市では、現段階での区域指定は行われていない。

緑被率

ある地域または地区において、緑地の占める割合のこと。

リサイクル

資源として使うこと。資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。



リデュース

ごみになるものを減らすこと。生産工程で出るごみを減らし、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫、製品の寿命を長くすること、生産工程での歩留まりを上げることなどにより、ごみの発生を抑えることができる。

リフューズ

不用なものは受け取らないこと。過剰包装ではなく、簡易包装や簡易梱包に心がけるなど。

リユース

繰り返し使うこと。使用済みの製品をそのままの形状で再使用（リユース）すること。廃棄物の排出量の抑制に寄与するとともに、環境への負荷を生じさせない効果がある。

リペア

修繕・修理すること。ユニット化による構成により、ユニット部品を交換することによって、製品の社会的寿命を長くし、ごみの発生を抑制することができる。

ロードプライジング

高速道路等の有料道路において、料金設定を調整することによって、市内に流入する交通量を抑制または迂回させるもの。

六甲山系グリーンベルト整備事業

六甲山系グリーンベルト整備事業は、表六甲山麓地域の土砂災害に対する安全性を高めるとともに、緑豊かな都市景観や自然環境、緑地景観の保全、創出を図ることを目的として、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面に一連の防災樹林帯を形成する事業。

●ワ行

ワークショップ

市民が、公園づくりや交通安全、地域福祉イベン

トなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、市民の意見が反映されたまちづくりを進めること。

